- 三原村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
- 令和 6 年度~令和 8 年度 (2024 年度~2026 年度) -



令和6年3月

三 原 村

■ 目 次 ■

第1章	計画の策定にあたって										
1	計画策定の目的と背景	•	•	•	•	•	•	•	•		1
2	計画の位置づけと内容	•	•	•	•	•	•	•	•		2
3	第9期計画の期間	•	•	•	•	•	•	•	•		3
4	計画の策定について	•	•	•	•	•	•	•	•		3
5	他計画との調整	•	•	•	•	•	•	•	•		3
6	計画の作成に関する事項	•	•	•	•	•	•	•	•		3
7	介護保険事業計画の点検・	•	•	•	•	•	•	•	•		4
	調査及び評価の公表										
第2章	高齢者等を取り巻く現状と課題										
1	高齢者等の現状	•	•	•	•	•	•	•	•		5
2	高齢者保健福祉施策事業の現状	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
第3章	計画の基本的な考え方										
1	基本理念	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
2	基本方針	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
3	施策の体系表	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
第4章	施策の展開方向										
1	介護サービスの基盤整備	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
2	介護予防事業と健康づくり事業の推進	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
3	包括的支援事業・任意事業の推進	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
4	社会参加と生きがいづくりの推進	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
5	災害・感染症に対する備え	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
第5章	介護保険事業計画										
1	第9期介護保険事業計画の基本的な考え方	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4
2	被保険者数と要介護(要支援)認定者数の推	移	及	び	推	計	•	•	•	3	5
3	介護給付・介護予防給付に係る利用状況と給	付	費	及	び	事	業				
	見込量の推計	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7
4	第9期計画期間の第1号被保険者の介護保険	料	設	定	•	•	•	•	•	4	6
5	令和12年度(2030年度)・令和22年度(204	40	年	度)						
	令和32年度(2050年度)の第1号被保険者	の	保	険	料	推	計	•	•	5	2
第6章	介護給付適正化に向けた取り組みの推進										
1	介護給付適正化事業の取り組みについて ・	•	•	•	•	•	•	•	•	5	4

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的と背景

○団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)が近づいており、更にその先の2040年(令和22年)にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢人口がピークを迎えるとともに介護ニーズの高い85歳以上が急速に増加することが見込まれています。

○そのような背景の中、本村では、単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加の他、 人間関係の希薄化等による地域コミュニティでの支え合い機能の低下、在宅で の介護・療養ニーズの高まり等への対応が課題となっています。

○こうした状況を踏まえ、健康寿命の延伸や高齢者が生涯現役で活躍できる環境づくりを進めるとともに、医療・介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、村民、事業者との有機的な連携・協働により、地域ごとに医療、介護、住まい、介護予防、生活支援を一体的に提供できる体制である、「地域包括ケアシステム」を構築していくことが求められています。

○また、近年では地域における高齢者支援を目的としてスタートした地域包括 ケアの仕組みを活用し、地域の関係者が様々な課題に分野を超えて包括的に対 応する、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めることも求められていま す。

○本村では、「三原村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を推進することにより、高齢者等が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」を目指し、「健康とふれあいに満ちた活力あるむらづくり」の実現を目指します。

2 計画の位置づけと内容

(1) 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉計画(老人福祉法第 20 条の 8)及び介護保険事業計画(介護保険法 117 条)を一体的に作成するものです。

また、可能な限り三原村で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにすることを目指すために、介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置付けています

(2) 計画の内容

老人福祉計画は全ての高齢者を対象とした福祉サービスの提供や、健康づくり、生きがいづくり、介護予防、福祉の村づくりなど、福祉事業全般に関する施策を計画の対象とし、介護保険事業計画は介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施を図るため、①日常生活圏域の設定、②介護サービスの種類ごとの量の見込み、③地域支援事業の量の見込み等を定めます。

本計画は地域での自立生活を支援することを目的とし、保健・福祉・医療・ 介護等の横断的な取り組みを一体化した計画とします。

【根拠法令】

介護保険法第117条第1項

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

老人福祉法第20条の8第1項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び 老人福祉施設による事業(以下「老人福祉 事業」という。)の供給体制の確保に関す る計画(以下「老人福祉計画」という。) を定めるものとする。

介護保険法第117条第6項

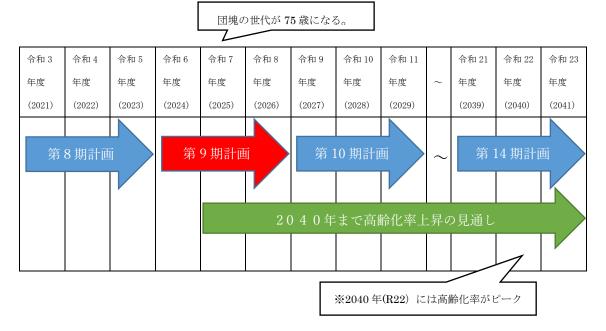
市町村介護保険事業計画は、老人福祉 法第20条の8第1項に規定する市町村老 人福祉計画と一体のものとして作成され なければならない。

老人福祉法第20条の8第7項

市町村老人福祉計画は、介護保険法第 107条第1項に規定する市町村介護保険 計画と一体のものとして作成されなけれ ばならない。

3 第9期計画の期間

介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和6年度(2024年度)から 令和8年度(2023年度)までの3年間を計画期間として策定します。



4 計画の策定について

本計画は以下を参考に計画策定します。

- (1) 「三原村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」の設置をして策定委員会開催
- (2)「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の実施
- (3)「在宅介護実態調査」の実施

5 他計画との調整

この計画の策定については、『三原村創生総合戦略』をはじめ、各種福祉計画や保健計画との整合性を保つことに配慮します。

6 計画の作成に関する事項

(1) 第9期介護保険事業計画の公表と普及

策定した計画は、本計画の目標や地域の現状と特性、目指す方向性を関係者が共有できるよう庁内窓口及び三原村ホームページにて閲覧が出来るようにします。

7 介護保険事業計画の点検・調査及び評価の公表

計画の実施状況については、PDCA サイクルに基づき、自己点検を実施します。また、「見える化システム」(国が提供する介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム)を活用しながら、計画目標と実施状況を評価します。

第2章 高齢者等を取り巻く現状と課題

1 高齢者等の現状

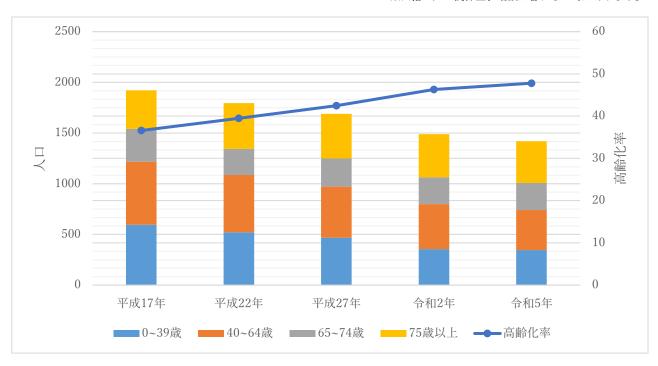
(1) 人口構造

① 人口の推移

					単位:人
区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年	令和5年
総人口	1, 922	1, 796	1,690	1, 489	1, 420
0~39 歳	595	521	467	355	346
人口比	31.0%	29.0%	27.6%	23. 8%	24. 4%
40~64 歳	623	566	504	444	395
人口比	32.4%	31.5%	29.8%	29. 8%	27.8%
65~74 歳	323	257	278	263	267
人口比	16.8%	14. 3%	16.4%	17. 7%	18.8%
75 歳以上	381	452	441	427	412
人口比 (=後期高齢者割合)	19.8%	25. 2%	26. 1%	28. 7%	29%
高齢化率	36. 6%	39. 5%	42.5%	46.3%	47.8%

(資料:住民基本台帳 各年4月1日現在)

※四捨五入の関係上、端数が合わない時があります。



○本村の人口は減少の一途をたどっており、平成17年から令和5年とで比べると、総人口は500人程度しています。また人口比についても39歳以下の人口比率は約7%減少、高齢化率は約11%上昇していることなどから、少子高齢化が進んでいるものと思われます。

(2) 被保険者数の推計

(単位:人)

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
第1号被保険者	690	671	673	674	637	603	550	507	466
65~69歳	115	110	114	122	111	97	73	79	74
70~74歳	145	149	142	131	112	110	97	73	79
75~79歳	123	118	129	138	132	104	101	90	68
80~84歳	102	111	109	107	104	118	93	90	81
85~89歳	106	86	79	76	80	82	94	74	72
90歳以上	99	97	100	100	98	92	92	101	92
第2号被保険者	371	429	413	392	364	317	287	238	195
第1号・2号 被保険者総数	1,061	1, 100	1, 086	1, 066	1, 001	920	837	745	661

(資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」)

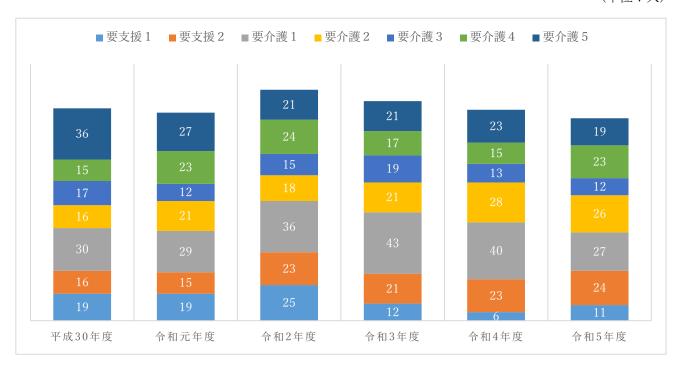


○国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、第1号被保険者の数は令和5年までは ほぼ横ばいですが、令和7年度からは大きく減少していくと推計されています。また、第 2号被保険者についても大きく減少する見込みです。

(3) 要介護度別認定者数及びサービス利用者数

① 要介護度別認定者数

(単位:人)



(資料:介護保険事業状況報告 平成30年度~令和4年度は年度末現在、令和5年度分は9月末時点)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援 1	19	19	13	8	8	11
要支援 2	16	15	22	21	24	21
要介護1	30	29	40	42	38	26
要介護 2	16	21	21	19	33	26
要介護3	17	12	14	19	8	12
要介護 4	15	23	21	16	17	23
要介護 5	36	27	21	23	17	19
合計	149	146	152	148	145	138

○要介護(要支援)認定者数は、平成30年度~令和4年度にかけてほぼ横ばいとなっています。第9期計画期間(令和6年度~令和8年度)については現在よりも被保険者数の減少が見込まれるため、認定者数について急増することはないと推測します。

② 認定者に占めるサービス利用状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定者数(人)	142	145	159	148	145	138
サービス利用者数 (人)	99	96	97	104	98	98
利用割合(%)	69. 71	66. 20	61.00	70.27	67.59	71.01

(資料:介護保険事業状況報告 平成30年度~令和4年度は年度末現在、令和5年度分は9月末時点)

③ 介護度別サービス利用者数

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
認定者数	11	21	26	26	12	23	19	138
居宅サービス	0	12	16	10	4	3	4	49
地域密着型サービス	0	0	5	4	2	3	2	16
施設サービス	0	0	3	5	2	12	11	33

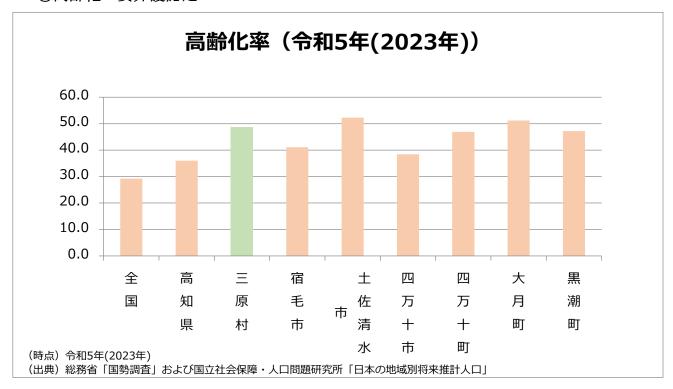
(資料:介護保険事業状況報告 令和5年9月分)

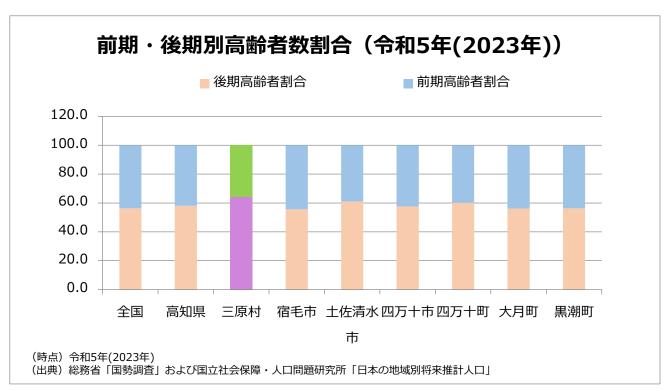
※施設介護(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院)

- ○介護度別サービス利用者数を確認すると、各年度において要介護(要支援)認定者全体の 約6~7割においてサービスが使用されています。
- ○残り3~4割の介護サービスを利用していない方については、将来に備えて要介護(要支援)認定を受けた方、住宅改修及び福祉用具購入のみで訪問・通所サービス等を受けていない方、入院中で介護サービスを使用していない方など様々な理由が考えられます。
- ○また、介護を必要としているものの経済的要因や介護サービスの利用方法がわからない方、 介護サービスの供給不足により希望する介護サービスを利用できない方も理由として考 えられます。

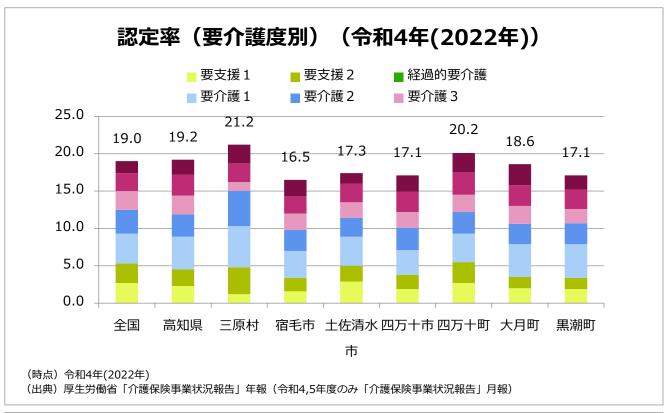
(4) 保険者比較

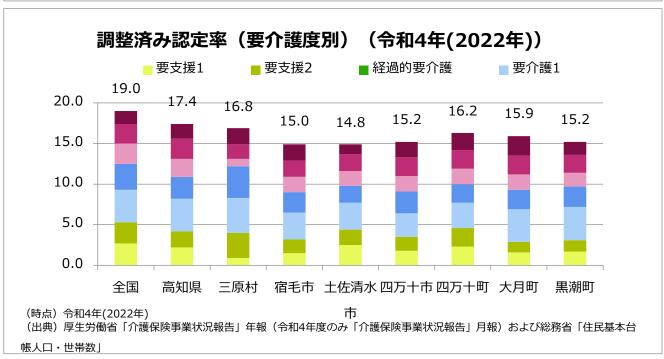
①高齢化・要介護認定





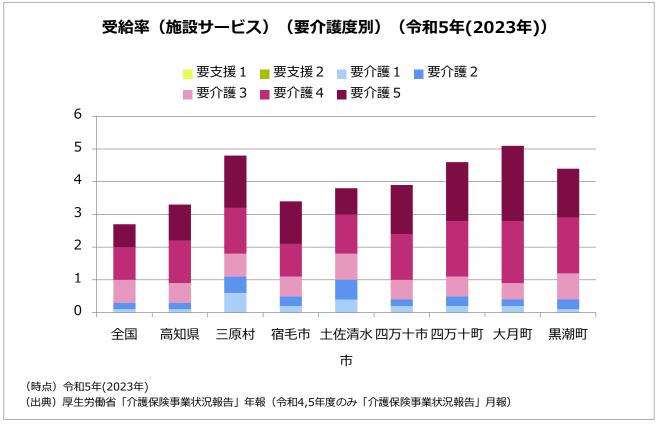
○高齢化率についてみると本村は高齢化率が著しく高いことが分かります。半面、前期・ 後期別高齢者の割合に関しては、全国・県と比較しても大差ないことが伺えます。

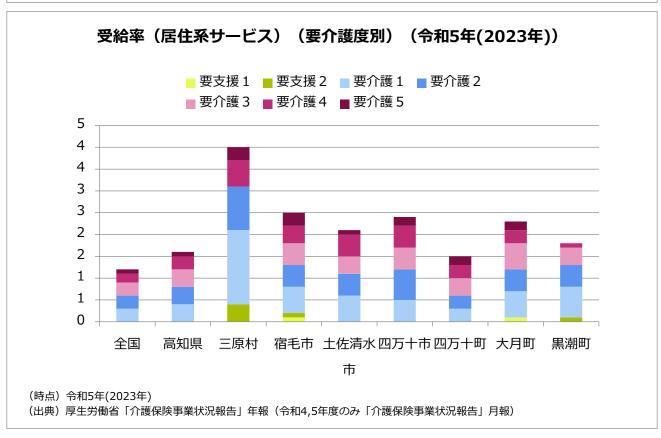


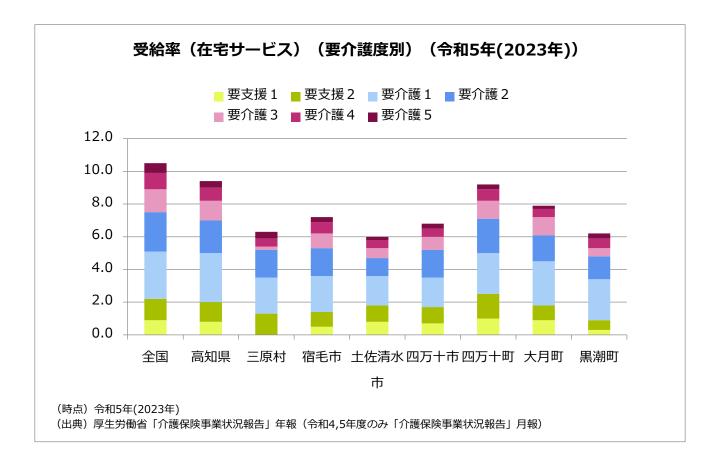


- ○本村の要介護認定率は全国及び高知県平均と比べて高値であることが分かります。
- ○しかし調整済み認定率(認定率において大きな影響を及ぼす第一号被保険者の性と年齢構成を除外して出した認定率)については、全国及び高知県平均と比べると低値となっています。
- ○これは全国及び高知県平均と比べた結果、高齢者世帯や独居、後期高齢者の割合が他市町 村と比べて大きく高いことが要因の一つと考察されます。

②サービス種別







- ○サービス種別毎の受給率を確認すると、全国的にみて高知県及び三原村は施設サービス及 び居住系サービスの利用率が高い値であることが分かります。施設サービス、居住系サー ビスの利用率が高いことから、高知県及び三原村は高齢者の在宅での生活は難しい傾向に あることが伺えます。
- ○在宅系サービス受給率について、本村は高知県内で見ても低い水準となっています。このような結果となった背景には、他保険者と比べて居宅サービスを提供できる量が限られているため、施設サービスや居住系サービスの利用比率が大きくなっているものと思われます。

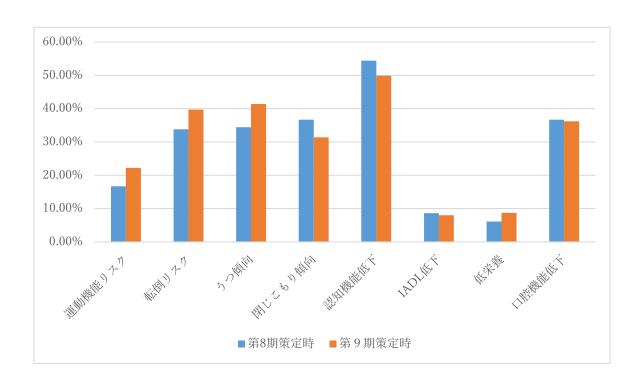
(5) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

令和5年度に地域課題の特定のため、村内在住の65歳以上の高齢者(介護認定要介護1~5を除く)に、国が示した調査票に基づいてアンケート調査を実施しました。調査結果の概要は以下の通りです。

調査対象者数	回収数
569 人	401 件

	運動機能 リスク	転倒リスク	うつ傾向	閉じこも り傾向	認知機能 低下	IADL 低下	低栄養	口腔機能 低下
第8期策定時	16.7%	33.8%	34.4%	36.7%	54.4%	8.6%	6.1%	36.7%
第9期策定時	22.2%	39.7%	41.4%	31.4%	49.9%	8.0%	8.7%	36.2%
増減	5.5%	5.9%	7.0%	-5.3%	-4.5%	-0.6%	2.6%	-0.5%

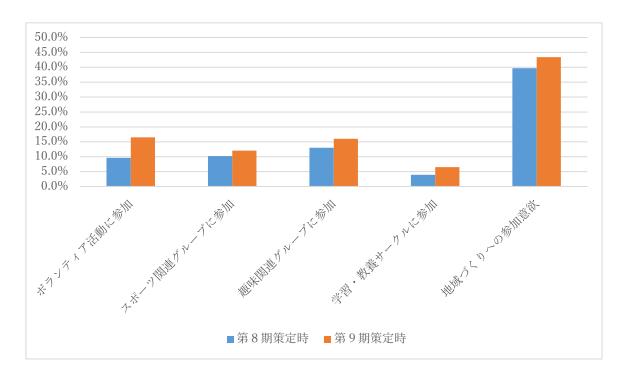
①介護リスクに係る指標



- ○第8期計画策定時に比べ、認知機能低下や閉じこもりのリスクが減少している反面、転倒 やうつのリスクがある方が増加していることが伺えます。
- ○このようなアンケート集計結果となった背景として、アンケート集計をした R5 はコロナ

禍と比べて外出の機会は増えたが、コロナ禍中の閉じこもりにより身体を動かす機会が減っていたため運動機能が低下した方が多いのではないかと推測します。

② 社会参加に係る指標



○社会参加に係る指標では、ボランティア活動に参加している方及び地域づくりへの参加意 向のある方はこの3年間で増加しています。

○このような機運が高まっていることは地域包括ケアシステム構築や地域づくりを進めて いくうえでプラスに働く要因となると考えます。



2 高齢者保健福祉施策事業の現状

(1) 健康づくりと保健事業

① 特定健康診査

(資料:特定健康診査等法定報告)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数 (40~74 歳)	332 人	321 人	292 人
受診者数	145 人	167 人	144 人
受診率	43.7%	52.0%	49.3%

○40歳から74歳の国民健康保険に加入している者を対象に行っている健診です。メタボリックシンドロームを含む生活習慣病を早期発見・生活改善をすることで発症や重症化を防ぎ、医療費削減や介護認定者率の軽減にもつながります。受診率は上昇傾向です。

② 特定保健指導

(資料:特定健康診査等法定報告)

	令和 2 年度		令和 2 年度 令和 3 年度		令和4年度		
	対象者数	実施者数	対象者数	実施者数	対象者数	実施者数	
積極的支援	10 人	5 人	13 人	2 人	8 人	0 人	
動機付け支援	16 人	6 人	18 人	10 人	17 人	10 人	

○特定保健指導は、特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高い対象者に対して、 保健師・管理栄養士などの専門家が保健指導を行い、生活改善をめざすものであるため、対象者全員が実施できることが目標となっています。動機付けについては上昇傾向ですが、積極的支援(特に生活改善)の指導が少数しかできていないことが課題です。

③ 後期高齢者医療歯科健診

	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度
対象者数	27 人	37 人	34 人
受診者数	5 人	6 人	6 人
受診率	18.52%	16.22%	17.65%

○後期高齢者のうち、口腔機能低下(オーラルフレイル)のおそれがあるものに対して歯科健診を提供することにより、予防や治療等に繋げ、誤嚥性肺炎等の予防や身体機能低下の予防を目指します。受診率が低いため今後は受診率の向上が課題です。

④ 各種がん検診

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	対象者数 (40 歳以上)	1,096 人	989 人	1,075 人
が	受診者数	97 人	96 人	118 人
ん	受診率	8.85%	9.71%	10.98%
大	対象者数 (40 歳以上)	1,094 人	989 人	1,075 人
腸が	受診者数	221 人	215 人	235 人
ر ا	受診率	20.20%	21.74%	21.86%
肺	対象者数 (40 歳以上)	1,094 人	989 人	1075 人
が	受診者数	355 人	330 人	340 人
ん	受診率	32.45%	33.37%	31.63%
子宮	対象者数 (女性 20 歳以上)	687 人	609人	662 人
が	受診者数	9人	92 人	3 人
ん ※	受診率	1.31%	15.11%	0.45%
乳	対象者数 (女性 40 歳以上)	604 人	532 人	574 人
が	受診者数	120 人	1人	130 人
ん ※	受診率	19.87%	0.19%	22.65%
前立	対象者数 (男性 50 歳以上)	440 人	433 人	434 人
腺が	受診者数	36 人	68 人	76 人
<i>Б</i>	受診率	8.18%	15.70%	17.51%

(※子宮がん検診・乳がん検診の集団健診は隔年検診)

資料:地域保健・健康増進事業報告より

○各種がん検診は全体的に見ると横ばいから上昇傾向となっています。今後も受診勧奨を実施し、受診率の維持向上に務めます。

(2) 地域支援事業

地域支援事業は、高齢者が要介護(要支援)状態となることを予防するとともに、要介 護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援す ることを目的として、各区市町村が実施する事業です。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

平成28年3月の総合事業への移行により、訪問型サービスと通所型サービスともに、現行相当サービスによる事業を開始しました。今後は地域ケア会議や生活支援体制整備事業における協議体での協議内容を踏まえ、村内独自サービスの作成も視野に入れ取り組んでいきます。

② 一般介護予防事業

ア. 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識の普及を目的としたパンフレットの作成や講座の開催を通じ、住民一人一人の主体的な介護予防活動を支援していく事業です。本村では平成27年度から低栄養や口腔機能及び認知症に関わる講師を招き、講座を実施しています。また、村内保健師による健康相談及び転倒予防体操の普及啓発を集会所等で、1ヵ月~3ヵ月に一回の頻度で実施しています。

今後は地区ごとのニーズや年齢層を踏まえ、啓発活動が効果的に行われるよう活動します。

・口腔機能改善に関わる講座

	R3	R4	R5 (見込み)
開催数 (回)	3	3	3
参加延べ人数(人)	23	25	28

・低栄養予防に関わる講座 ※口腔機能改善に関わる口座と同時開催

		R3	R4	R5 (見込み)
開催数	(回)	3	3	3
参加延べ人数((人)	23	25	28

・認知症に関わる講座

		R3	R4	R5 (見込み)
開催数	(回)	0	0	1
参加人数	(人)	0	0	10

・健康相談及び転倒予防体操の普及啓発活動

	R3	R4	R5 (見込み)
開催数 (回)	161	146	140
参加延べ人数(人)	996	860	800

イ. 地域リハビリテーション活動支援事業

地域で実施されている健康体操などの介護予防事業の活性化やリハビリに関しての 意欲向上を目的に、リハビリテーション専門職が地域に関与する事業です。主に健康体 操の指導や介護予防に係る講義を一体的に実施しています。

	R3	R4	R5 (見込み)
開催数 (回)	8	12	12
開催箇所	上下長谷	成山	皆尾
	亀ノ川	来栖野	広野

(3)包括的支援事業

地域に暮らす高齢者の介護予防や日々の暮らしをさまざまな側面からサポートし、可能な限り地域において自立した日常生活を営めるよう支援することを目的に、主に下記ア~クの事業を実施しています。

本村においては、包括的支援事業を行う包括支援センターを役場庁舎内に設置し、包括支援センターが以下の事業を実施しています。

①. 介護予防ケアマネジメント業務及び第一号介護予防支援

要支援 1・2 と認定された人や、支援や介護が必要となるおそれがある方が自立して生活できるよう、介護保険や介護予防事業などで支援をします。

	R3	R4	R5 (見込み)
介護予防ケアマネジメント業務及び第一	670	420	400
号介護予防支援者数総数(延人)	679	430	400

②. 総合相談支援

関係機関のネットワークを活かしながら、総合相談・支援を通じて、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助を行うとされる事業です。電話や窓口による相談よりも、主に自宅訪問時に相談を受ける件数が多い傾向にあります。

	R3	R4	R5 (見込み)
相談実件数(件)	778	407	300

3. 権利擁護事業

成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置、高齢者虐待への対応、困難事例 への対応、消費者被害の防止等の相談業務をし、高齢者の権利擁護に努めています。

	R3	R4	R5 (見込み)
成年後見制度の利用(件)	0	0	0
老人福祉施設への措置(件)	0	0	0
虐待相談(件、疑い含む)	1	1	0
消費者被害相談(件)	0	0	0
※包括支援センター対応分のみ	0	0	0

④. 包括的・継続的マネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護支援専門員、主治医、地域の 関係機関等、多職種相互の共同等により連携することが重要であるため、懸念事例など に対して包括支援センターが関係機関と積極的に連携・情報共有を行います。

また地域で活動する介護支援専門員との連携を図ることを目的に、介護支援専門員との情報連携や困難事例に対しての助言なども実施しています。

- ※包括的ケアマネジメント…医療・介護・福祉・その他社会資源などのサービスを総合的 に選択・利用できるよう、ケアマネジメントすること。
- ※継続的ケアマネジメント…入院や施設入所、退院などにより、情報連携やサービス提供 が滞らないよう、ケアマネジメントすること。

⑤. 在宅医療介護連携推進

医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携が円滑に行われるよう取組みました。

幡多福祉保健所主導の下、宿毛市・大月町と共同で『地域包括ケアシステム推進協議体』が立ち上がっています。

⑥. 生活支援体制整備

被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備を促進する事業です。 平成29年度より三原村社会福祉協議会に事業委託し、住民主体の協議体『なごみのわ』 を立ち上げ、月に1回協議を行っています。

⑦. 認知症総合支援

保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業です。

現在、保健師及び認知症に関する専門知識を有する者と訪問を行っています。

	R3	R4	R5 (見込み)
対応実件数(件)	6	2	3
対応延件数 (件)	11	2	5

⑧. 地域ケア会議推進事業

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的実施のために、介護支援専門員、保健 医療及び福祉に関する専門的知識を有する者等により構成される会議を設置し、個別ケースの検討や個別ケースの中で出てきた地域課題について検討を行う場を開いています。

	R3	R4	R5 (見込み)
開催回数(回)	1	0	1
ケース数(件)	1	0	1

(4) 任意事業

ア. 認知症家族交流会

認知症の方及び認知症の家族を持つ方が集い、介護に係る日頃の悩みごとの相談や共有を行っています。相談員として医療機関の方を招いており勉強会も並行して実施しています。新型コロナウイルス感染症により R3 年以降未実施となっております。

	R3	R4	R5 (見込み)
開催回数(回)	0	0	0
参加者(人)	0	0	0

イ. 成年後見制度利用支援事業

親族等がなく、判断能力が十分でない高齢者の福祉の充実を図るため、成年後見制度 利用に係る村長申立ての手続きについて経済的支援を行う事業です。

成年後見制度に係る相談が無いため、R3~R5にかけて利用がありません。

	R3	R4	R5 (見込み)
村長申し立て数(人)	0	0	0

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

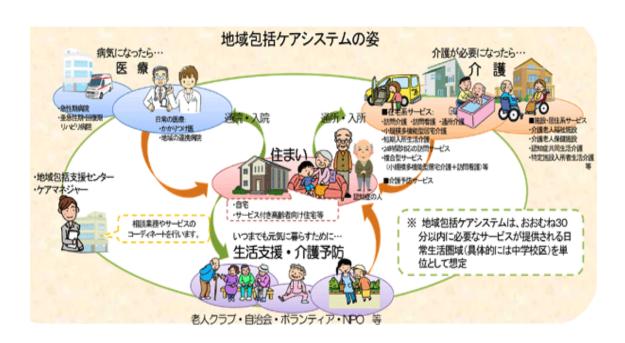
本村では、昭和22年から24年生まれのいわゆる「団塊の世代」に生まれた人が75歳以上になる令和7年(2025年)には、高齢化率は48%に達し、2人に1人が高齢者となると推定されています。

このような「本格的な超高齢社会」において、いくつになっても健やかに生きがいを持って活動的に住み慣れた地域で生活できるよう、三原村においては第1期介護保険事業計画策定時からこれまで、

- ①健康的で安心できる高齢者の過ごしやすいむらづくり
- ②ふれあいと活力ある交流のむらづくり
- ③生涯を通して生きがいのあるくらしづくり

これら3点を掲げて実践しており、「健康とふれあいに満ちた活力あるむらづくり」を理念とし、介護予防や自立支援に係る事業を進めてきました。

第 9 期計画においても前計画の目標を継承しつつ、生涯を通じて、住み慣れた地域で社会とつながり、安心して暮らすことができるよう、医療・介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。



2 基本方針

本計画の基本理念と国の基本方針を踏まえ、下記の方針を掲げます。

1 介護保険サービスの基盤整備

高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らすことを支援する、介護サービス基盤の整備が必要とされます。また高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた家庭や地域社会で生活できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業や居宅サービス及び地域密着型サービスに重点を置いた整備を推進するとともに、在宅での生活を維持することが困難な要介護者に関しては、地域における入所施設の整備を促進します。

また、効率的な給付の利用を推進するために介護給付費の適正化を実施していきます。

2 介護予防事業と健康づくり事業の充実・推進

介護予防の取り組みとして、介護認定軽度者や要支援要介護状態になる前の 方を対象に予防給付として実施されるものと、生活習慣病予防など保健事業と して実施されているサービスとを一貫性をもって継続的に提供されるよう、保 健・医療・福祉の関係機関と連携し、健康づくりや疾病予防の取り組みを強化 します。

3 包括的支援事業・任意事業の推進

介護が必要となっても、本人の意思が尊重され、できる限り良い環境の中で暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉・地域の方などの各関係者が協力を行い適切な支援の提供が出来る体制作りを行います。

4 社会参加と生きがいづくりの推進

明るく活力ある社会を確立するため、高齢者が社会を支える大切な一員としての意欲をもちつづけ、自らの知識や経験を活かすことができる機会に恵まれることが必要です。

そのため、世代間交流機会の拡充、ボランティア活動による社会貢献など高齢者の意欲を活かすことのできる施策を推進します。

5 災害・感染症に対する備え

南海トラフ地震や大型台風等の災害や新型コロナウイルス等の感染症に備え、日頃から介護事業所と連携し、訓練の実施や普及啓発などを行うことが必

要です。

平時からの事前準備として、それぞれに関する具体的な計画の策定や備蓄品・代替サービスの確保に向け、県や保健所、医療機関との連携した体制整備を行います。

3 施策の体系表

健康とふれあいに満ちた活力あるむらづくり

L 介護サービスの基盤整備

- 1地域密着型サービスの充実
- 2 介護保険制度の円滑な運営及び継続
- 3 介護給付の適正化
- 4保険料の算定
- 5介護保険給付対象外サービス

2 介護予防事業と健康づくり事業の推進

- 1 一般介護予防事業の実施
- 2介護予防・生活支援サービス事業の実施
- 3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

3 包括的支援事業・任意事業の推進

- 1包括支援センターの運営及び機能強化
- 2 認知症総合事業の推進
- 3地域ケア会議の実施及び体制強化
- 4 在宅医療・介護連携体制の構築
- 5地域支え合い体制の推進
- 6任意事業

4 社会参加と生きがいづくりの推進

- 1生きがいづくりの推進
- 2環境整備

5 災害・感染症に対する備え

- 1 災害に対する備えの検討
- 2 感染症に対する備えの検討

第4章 施策の展開方向

1 介護サービスの基盤整備

(1) 地域密着型サービスの充実

高齢者単身世帯や要介護者が増加する中で、住み慣れた地域の環境の中で安心して生活を継続できるよう、要介護者の在宅生活を支えるために、地域密着型サービスの整備を検討・整備します。

地域密着型サービスの整備は、高齢者の生活の質の向上や社会生活への参加に向けた有効な施策ではありますが、一方で過剰な介護保険サービスの整備は介護保険料の上昇にも繋がることから慎重に検討する必要があります。

そのため地域密着型サービスの整備を行うときは、サービスの適正な運営を図るため、地域密着型サービス運営委員会で協議を行います。

なお本村で検討・整備された地域密着型サービスは以下のとおりです。

① 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心とし、利用者の状態や希望に応じて随時、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供するサービスです。第 5 期計画で整備計画を行い、公募を行いましたが事業希望者がありませんでした。

住民のニーズ等を再度検討するため、第 9 期計画での整備計画策定は 見送ります。

② 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症高齢者に対して、家庭的な雰囲気の中で過ごせる場を提供し、認知症の症状をやわらげるとともに家族の負担の軽減を図ります。

第4期計画中に1ユニット整備し、第5期計画にて、1ユニット増床したため、現在1事業所2ユニットで運営しています。第6期計画において一定の待機者解消が行えており、また第8期計画中においても施設待機者の増加は見受けられないため、第9期計画での整備計画は見送ります。

(2) 介護保険制度の円滑な運営及び継続

第 9 期計画においては、高齢者介護を念頭においた長期的な目標を継続し、計画的に介護保険サービスを提供できるよう推進します。

ア 介護予防・自立支援の推進

要支援状態にある高齢者に対して、連続的に一貫性を持ったマネジメントに基づき要介護状態に至らないよう、機能維持・向上のための介護予防を行います。

イ 地域密着型サービスの推進

高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活することができるよう地域密着型サービスの整備を推進するよう努めていきます。

ウ 介護保険事業の普及啓発

介護保険の円滑な運営を図るためには、制度に対する理解・協力を得る ことが必要であることから、事業の普及啓発を図っていきます。

また、相談・苦情等への適正な対応に努めます。

(3) 介護給付の適正化

介護(予防)給付費が増加し、これに伴い保険料が上昇し続ける見込みにある中で、同時に介護サービスの質の確保が求められています。介護給付適正化計画を策定することで利用者に対し適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減し介護給付費や介護保険料の増大を抑制します。

(4) 保険料の算定

各サービスの見込料(給付費)を推計し、保険料の試算を行います。

※ 保険料の推移

第1期 3,050 円/月額 5 階層

第2期 3,250 円/月額 5 階層

第3期 3,700円/月額 6階層(激変緩和措置)

第4期 4,300 円/月額 6 階層(4階層を細分化し軽減を図る)

第 5 期 4,300 円/月額 6 階層

第6期 4,600 円/月額 9階層

第7期 4,600 円/月額 9 階層

第8期 5,200円/月額 9階層

(5) 介護保険給付対象外サービス

① 高齢者共同生活事業(老人憩いの家)

軽度の認知症や障害者を対象にしたグルーピング施設として設立されていますが、長年利用者が無い状況であるため施設の耐用状況や住民のニーズを踏まえ、今後の運用や別サービスへの転換などを検討します。

② 住宅等改造支援事業

介護保険認定者及び障害児者を含む世帯において、居住する住宅を身体状況に応じて、安全かつ利便性に優れたものに改造することにより、本人及び介護者の介護負担の軽減を図ります。

2 介護予防事業と健康づくり事業の推進

高齢者が可能な限り自立し、日常生活を送ることができるよう、介護予防事業と健康づくり事業を実施することで、健康寿命を延伸やフレイルや要介護状態の予防、要介護状態等の軽減、重度化防止を目指します。

内容としては、介護予防・日常生活支援総合事業における「一般介護予防事業」及び「介護予防・生活支援サービス事業」と、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施によって計画し実施される事業を実施します。

(1) 一般介護予防事業

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、 加齢による身体機能の低下を予防し、心身の機能向上を図るため、介護予防 事業の充実を図ることを目的に行われる事業です。

①介護予防事業対象者の把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。

保険師の訪問活動の他、各計画時に一度、全対象者にアンケートの実施を 行い対象者の把握をします。

介護予防事業対象者の把握事業(目標)

// · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(1 . 1/4 . /	
		R7 見込
アンケート回収者数	(人)	400 人

②介護予防普及啓発事業の推進

第1号被保険者全ての者及びその支援の為の活動に関わる者を対象に、介護予防の普及啓発を目的に、小冊子等の作成および配布を行い、健康教育や健康相談での活用を図ります。

介護予防普及啓発事業(目標)

	R6	R7	R8
開催数(回)	6	6	6
参加延べ人(人)	100	100	100

③地域介護予防活動支援事業の推進

地域で介護予防に資する地域活動組織等の育成および支援を行うと ともに、地域での自主的な介護予防活動に向けての指導者育成やボラン ティアの育成に努めます。

④一般介護予防事業評価事業

一般高齢者に対する介護予防事業について、より効果的な施策展開を 行えるよう、各事業の実施主体と地域包括支援センターとが連携・協力 し、事業の参加状況や実施プロセス、人材・組織の活動状況を評価しま す。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、 地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビ リテーション専門職員との関与を促進します。

地域リハビリテーション活動支援事業における派遣回数(目標)

	R6	R7	R8
住民の通いの場への	12	12	12
派遣回数 (回)			
延べ参加者 (人)	90	90	90

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた方や基本チェックリストでサービス事業対象者に該当 した方の多様な生活支援ニーズに対応するため、訪問型・通所型の介護事業者 によるサービスを実施することで、在宅生活者の援助を行います。

また多様な生活支援ニーズに対応し、身近な地域資源を活用しながら心身の健康状態を維持できるよう、高齢者のニーズや地域の実情に応じたサービスづくりを目指します。

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の保健事業と介護予防事業はこれまで別々に実施されていましたが、 令和元年5月に健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、高齢者の保 健事業と介護予防を一体的に実施していくための体制が整えられました。

健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指すため、健診・医療・介護の情報(国保データベース)から把握した地域の健康課題に応じ、「通いの場」等での健康教育や、低栄養防止・生活習慣病の重症化予防の個別指導等を行い、必要に応じかかりつけ医等の関係機関と連携を図ることで、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

3 包括的支援事業・任意事業の推進

介護が必要となっても、本人の意思が尊重され、できる限り良い環境の中で暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉・地域の方などの各関係者が協力を行い適切な支援が提供出来る体制作りを行います。

(1)包括支援センターの運営及び機能強化

①介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業対象者が要介護状態等になることを予防するため、一人 ひとりの状態等に応じて、継続性や整合性を図りながら一貫した体系の 下で、対象者自らの選択に基づく介護予防マネジメントを行います。

②総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを 継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築します。また、相談支援体制を整え、高齢者の心身の状況や生 活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医 療・福祉サービス機関または制度の利用に繋げます。そのために、相談 窓口を設置し活用できるよう広報していきます。

3権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

また、高齢者虐待防止の普及啓発を行うとともに、早期発見・早期対応や、発見者の通報義務についての意識を高めます。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していきます。

(2) 認知症総合事業の推進

介護保険、医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を実施できる体制作りを、引き続き実施していきます。

(3) 地域ケア会議の実施及び体制強化

医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図ることで①地域支援ネットワークの構築②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援③地域課題の把握を実施していきます。

地域ケア推進会議開催数(目標)

	R6	R7	R8
開催数 (回数)	2	2	2

地域ケア個別会議開催数(目標)

	R6	R7	R8
開催数(回数)	4	4	4

(4) 在宅医療・介護連携体制の構築

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように在宅医療と介護を一体的に提供出来るよう第9期に引き続き実施していきます。

(5) 地域支え合い体制の推進

①生活支援体制整備事業の推進

生活支援サービスの充実および高齢者の社会参加に向けて、社会資源・地域ニーズの把握を行うとともに、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など社会資源の開発を行います。

②地域ケア体制の構築

地域ネットワークの構築

高齢者単身世帯・高齢夫婦世帯や認知症高齢者が増加している中で、 保健・福祉・医療関係者がネットワークを構築することによって、安心 して地域で生活できるようにします。

③地域住民による見守り活動の促進

地域の民生委員、あったかふれあいセンター等による声かけや訪問など関係機関との連携により多様な活動を促進します。

(6) 任意事業

任意事業は、介護予防・日常生活支援総合事業や後述する包括的支援事業とは別に実施される事業です。

主に介護保険事業の運営の安定化を図る事業や、高齢者の自立した日常 生活の支援のための事業があり、地域の実情に応じて実施されます。本村 においては以下の事業を実施する予定です。

①介護給付等費用適正化事業

適正なサービスの提供を図り、介護保険料の高騰を防ぐため、不正・ 不適正なサービスを未然に防止するとともに、サービス利用者に対する 適正なサービス利用の方法についての必要な情報の提供、連絡協議会の 開催等により、介護給付費の適正化を進めます。

②成年後見制度利用促進事業

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な方に、家庭裁判所で「成年後見人」等を選任することで、本人を支援する制度です。

成年後見制度利用促進事業は村に申し立てする際に要する経費等に関して支援します。

4 社会参加と生きがいづくりの推進

(1) 生きがいづくりの推進

「本格的な超高齢社会」を豊かで活力あるものにするため、高齢者自身が 地域社会の中で自らの経験や知識、技術を生かし、積極的な役割を果たして いける社会づくりにすることが高齢者の介護予防につながることから、家 庭や地域での社会参加を促進するとともに、学習意欲の向上となる講演等 を実施します。

① 老人年金

村内の80歳以上の高齢者に、敬老の意を表すとともに健全で生きがいのある老人福祉の増進を目的として老人年金を継続支給します。

② 村有バス運賃減免措置

高齢者の日常生活における移動支援として、村内一律で 100 円として おります。今後の高齢化に伴い高齢者の公共サービスとして継続してい きます。

③ あったかふれあいセンター事業

あったかふれあいセンター事業は、地域住民の交流の場、支え合いの拠点づくりなど地域福祉の拠点となるように、三原村社会福祉協議会に委託し、あったかふれあいセンター事業を行っています。

「集い・訪問・相談・つなぎ・生活支援」を基本機能とし、移動手段の 確保、配食などのサービスについても継続して取り組んでいきます。

④ 地域福祉活動への支援

福祉関係団体の育成強化と福祉の向上を図ることを目的とする補助金を交付します。

- ア 三原村心配ごと相談所開設
- イ 三原村社会福祉法人の助成
- ウ 福祉関係団体の助成

5 災害・感染症に対する備え

(1) 災害に対する備え

地震や火災などの災害発生時において、安全かつ敏速に避難できるように、避難誘導や支援などについては、自主防災組織との連携により防災対策の構築に努めます。

①防災体制の構築

高齢者関連の行事等を活用して、災害に関する知識や普及や防災機器、 用品等の紹介などを行います。また、避難行動要支援者名簿を基に、関係 機関と連携し支援対策を推進します。

各地区の自主防災組織の防災訓練、災害医療救護訓練等を通じて高齢者や障害のある人などの支援対策を把握するとともに、災害発生時に敏速に避難、救助活動、安全確認が行えるような体制の確立を関係機関と連携して推進します。

(2) 感染症に対する備え

新型コロナウイルス感染症のような大規模感染に備え、日頃より県や保健所、介護事業所、関係機関と連携し、具体的な計画の策定や代替サービスの確保、備蓄品の確保を行います。

第5章 介護保険事業計画

1 第9期介護保険事業計画の基本的な考え方

(1) 計画の期間

第9期計画は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画期間とします。

また、令和32年度(2050年度)の介護需要及びサービスの種類ごとの量の見込やそのために必要な介護保険料水準を推計し、持続可能な制度となるための中長期的な視野に立った計画とします。

(2) 計画策定の方向

第9期計画では、地域の実情に応じた高齢者の支援と介護予防の取り組み、高齢者や認知症の人への課題に対応し、療養病床の再編を円滑に進めるために地域ケア体制整備構想及び医療費適正化計画等に基づき、要介護者等の保健及び医療並びに福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとして策定しています。

(3) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して保険者が定める区域となっています。

地理的条件、人口、住民の生活形態、地域づくり活動の単位などの地域特性を考慮し、村内を1つの生活圏域と設定します。

日常生活圏域概要

区分	面積	人口	世帯数	高齢者人口	高齢化率
	(km^2)	(人)	(世帯)	(人)	(%)
三原村	85.35	1,421	736	679	47.7

(住民基本台帳:令和5年4月1日現在)

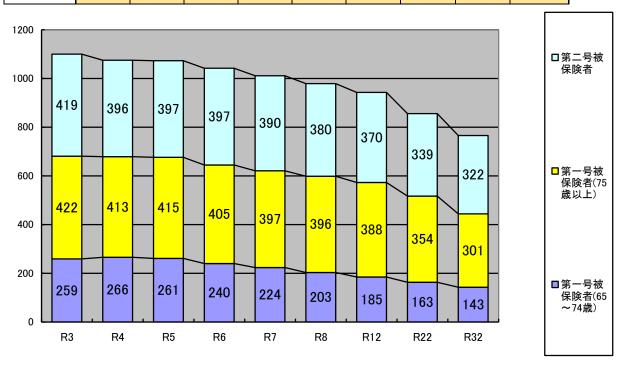
2 被保険者数と要介護 (要支援) 認定者数の推移及び推計

①被保険者数の推移及び推計

被保険者数と要介護(要支援)認定者数について、第9期計画期間及び令和12年、令和22年、令和32年を推計しています。被保険者数は第9期計画期間中は緩やかに減少していく見込です。令和12年、令和22年、令和32年についても、人口の減少に比例して被保険者数についても減少していくと推計します。

(単位:人)

	箩	第8期計画	Ī	箩	第9期計画	Ĭ		中長期推計	+
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22	R32
	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2030)	(2040)	(2050)
1号 保険者計	681	679	676	645	621	599	573	517	444
65 ~ 74 歳	259	266	261	240	224	203	185	163	143
75 歳 以上	422	413	415	405	397	396	388	354	301
2号 保険者計	419	396	397	397	390	380	370	339	322
総数	1,100	1,075	1,073	1,042	1,011	979	943	856	766



 $(R3\sim R5:$ 各年 9 月末現在、R6~8・ R12・R17・R22・R27・R32 年: 地域包括ケア「見える化」システムを用いて推計)

②要介護 (要支援) 認定者数の推移及び推計

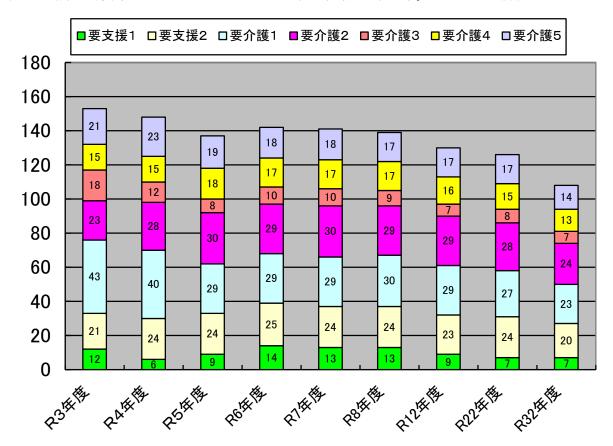
要介護(要支援)認定者の推移は、下表を見ると、年度によって要介護(要支援)状態区分の増減に違いがあります。

第9期計画期間中は被保険者の緩やかな減少が見込まれるため、要介護(要支援)認定者数は第8期計画と比べて、減少傾向となると推計します。

令和12年、令和22年、令和32年についても、被保険者数の減少に比例して認定者数は減少していくと推計します。

	第	8 期計	画	第	9 期計	画	中長期推計		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22	R32
要支援 1	8	8	11	14	13	13	9	7	7
要支援 2	21	24	21	25	24	24	23	24	20
要介護 1	42	38	26	29	29	30	29	27	23
要介護 2	19	33	26	29	30	29	29	28	24
要介護 3	19	8	12	10	10	9	7	8	7
要介護 4	16	17	23	17	17	17	16	15	13
要介護 5	23	17	19	18	18	17	17	17	14
合計	148	145	138	142	141	139	130	126	108

(R3~R5: 各年9月末現在、R6~8・ R12・R17・R22・R27・R32年: 地域包括ケア「見える化」システムを用いて推計)



3 介護給付・介護予防給付に係る利用状況と給付費及び事業見込量の推計

(1) 在宅サービス費

① 訪問介護・介護予防訪問介護の給付費及び事業見込量の推計

居宅において、入浴・排せつ・食事等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の生活援助等が受けられるサービスです。

なお、生活援助については、ひとり暮らし又は同居家族等が障害や疾病のため、本人や同居 家族が家事等を行うことが困難な場合のみ利用できます。

	実績			第9期計画		推計年度			
	R3	R4	R6	R7	R8	R12	R22	R32	
	(2021年度)	(2022年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)	
介護給付費(千円)	4,060	4,506	4,639	4,871	4,871	4,645	4,123	2,325	
回数(回)	109.4	121.2	151.0	162.0	162.0	151.0	136.0	77.0	

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の給付費及び事業見込量の推計

居宅において、専用の浴槽(移動入浴車)を使用し、介護士や看護師から入浴の補助が受けられるサービスです。

	実績			第9期計画		推計年度			
	R3	R4	R6	R7	R8	R12	R22	R32	
	(2021年度)	(2022年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)	
介護給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
予防給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	

③ 訪問看護・介護予防訪問看護の給付費及び事業見込量の推計

疾患等を抱えている方が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。

	実	実績		第9期計画		推計年度			
	R3	R4	R6	R7	R8	R12	R22	R32	
	(2021年度)	(2022年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)	
介護給付費(千円)	1,850	2,589	1,907	2,515	3,121	2,515	1,643	1,643	
回数(回)	28	39	29	38	46	38	23	23	
予防給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	
回数(回)	0	0	0	0	0	0	0	0	

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの給付費及び事業 見込量の推計

居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、理学療法士や作業療法士、言 語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。

	実績			第9期計画		推計年度			
	R3	R4	R6	R7	R8	R12	R22	R32	
	(2021年度)	(2022年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)	
介護給付費(千円)	526	450	220	220	220	220	220	220	
回数(回)	13	12	6	6	6	6	6	6	
予防給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	
回数(回)	0	0	0	0	0	0	0	0	

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の給付費及び事業見込量の推計

居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。

	実績			第9期計画		推計年度			
	R3	R4	R6	R7	R8	R12	R22	R32	
	(2021年度)	(2022年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)	
介護給付費(千円)	65	81	65	65	65	65	65	0	
人数(人)	1	1	1	1	1	1	1	0	
予防給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	

⑥ 通所介護・介護予防通所介護の給付費及び事業見込量の推計

通所介護施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです(デイサービスとも言います。)。

	実紙		第9期計画			推計年度			
	R3	R4	R6	R7	R8	R12	R22	R32	
	(2021年度)	(2022年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)	
介護給付費(千円)	9,068	10,883	8,087	8,097	8,755	7,820	7,162	5,700	
回数(回)	123.5	148.0	110.0	110.0	120.0	110.0	100.0	80.0	

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの給付費及び事業 見込量の推計

老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けられるサービスです。(デイケアとも言います。)

	実績			第9期計画		推計年度			
	R3	R4	R6	R7	R8	R12	R22	R32	
	(2021年度)	(2022年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)	
介護給付費(千円)	4,333	5,111	4,741	4,747	4,747	4,747	4,747	4,006	
回数(回)	41	46	41	41	41	41	41	34	
予防給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	
回数(回)	0	0	0	0	0	0	0	0	

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の給付費及び事業見込量の推計 特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上 の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。(ショートステイとも言います。)

	実	績		第9期計画		推計年度			
	R3	R4	R6	R7	R8	R12	R22	R32	
	(2021年度)	(2022年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)	
介護給付費(千円)	4,727	3,559	4,792	4,798	4,798	4,798	4,798	3,298	
回数(回)	53	40	51	51	51	51	51	34	
予防給付費 (千円)	185	0	0	0	0	0	0	0	
回数(回)	3	0	0	0	0	0	0	0	

⑨ 短期入所療養介護(老健)・介護予防短期入所療養介護(老健)の給付費及び 事業見込量の推計

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。

	実	績		第9期計画			推計年度			
	R3	R4	R6	R7	R8	R12	R22	R32		
	(2021年度)	(2022年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)		
介護給付費(千円)	1,064	561	0	0	0	0	0	0		
日数(日)	8	5	0	0	0	0	0	0		
予防給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0		
回数 (回)	0	0	0	0	0	0	0	0		

⑩ 短期入所療養介護 (病院等)・介護予防短期入所療養介護 (病院等)の給付費 及び事業見込量の推計

病院に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。

	実績			第9期計画		推計年度			
	R3	R4	R6	R7	R8	R12	R22	R32	
	(2021年度)	(2022年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)	
介護給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	
日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	
予防給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	
回数(回)	0	0	0	0	0	0	0	0	

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の給付費及び事業見込量の推計

日常生活の便宜をはかり、自立を助けるための歩行器や歩行補助杖等の介護予防に資する福祉用具を貸与するサービスです。

	実	績		第9期計画		推計年度			
	R3	R4	R6	R7	R8	R12	R22	R32	
	(2021年度)	(2022年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)	
介護給付費(千円)	2,562	3,262	3,437	3,437	3,068	3,370	3,297	2,277	
人数(人)	19	22	22	22	22	22	21	15	
予防給付費(千円)	778	660	768	698	698	628	698	559	
人数(人)	12	11	11	10	10	9	10	8	

② 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費の給付費及び事業見込量の 推計

日常生活の便宜をはかり、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具を販売し、その購入費(年間 10 万円が上限)について、申請者の負担割合に応じた金額を補助するサービスです。

	実	績		第9期計画		推計年度			
	R3	R4	R6	R7	R8	R12	R22	R32	
	(2021年度)	(2022年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)	
給付費(千円)	233	349	400	400	400	400	400	400	
人数(人)	0.9	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
予防給付費 (千円)	27	88	0	0	0	0	0	0	
人数(人)	0.2	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

③ 住宅改修・介護予防住宅改修の給付費及び事業見込量の推計

居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等を行う際、 その費用(20万円が上限)について、申請者の負担割合に応じた金額を補助するサービスで す。

	実	績		第9期計画		推計年度			
	R3	R4	R6	R7	R8	R12	R22	R32	
	(2021年度)	(2022年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)	
給付費 (千円)	428	341	700	700	700	700	700	700	
人数(人)	0.5	0.3	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
予防給付費(千円)	472	452	0	0	0	0	0	0	
人数(人)	0.4	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

④ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の給付費及び事業 見込量の推計

有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設(要届出)に入居する要支援者・要介護者が、 入浴・排せつ・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービ スです。

	実	績		第9期計画		推計年度			
	R3	R4	R6	R7	R8	R12	R22	R32	
	(2021年度)	(2022年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)	
介護給付費(千円)	20,140	14,306	10,183	12,235	14,274	10,196	10,196	10,196	
人数(人)	10	7	5	6	7	5	5	5	
予防給付費 (千円)	754	2,733	6,646	5,392	4,130	6,311	6,311	6,311	
回数(回)	1	3	6	5	4	5	5	5	

(2)地域密着型サービス

① 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の給付費及び 事業見込量の推計

認知症対応型共同生活介護は、認知症の症状がある要介護者が共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事、入浴、排泄などの日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスです。現在村内に1事業所が整備されています。

	実	績		第9期計画		推計年度			
	R3	R4	R6	R7	R8	R12	R22	R32	
	(2021年度)	(2022年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)	
介護給付費(千円)	50,094	52,997	50,537	53,814	53,814	53,814	53,814	53,814	
人数(人)	17.0	17.7	17.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	
予防給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	
人数(人)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

(3) 施設サービス費

① 介護老人福祉施設の給付費及び事業見込量の推計

常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設のことです。

対象者は、原則として要介護 3 以上の方ですが、在宅での日常生活が困難である等、やむを得ない事情がある場合には、要介護 1・2 の方でも入所することができます。

	実	績		第9期計画		推計年度			
	R3	R4	R6	R7	R8	R12	R22	R32	
	(2021年度)	(2022年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)	
介護給付費(千円)	82,861	70,478	69,354	69,971	70,897	57,057	57,057	53,572	
人数(人)	26.7	22.9	22.0	22.0	22.0	18.0	18.0	17.0	

② 介護老人保健施設の給付費及び事業見込量の推計

医療施設等での治療を終え状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。

	実	績		第9期計画		推計年度			
	R3	R4	R6	R7	R8	R12	R22	R32	
	(2021年度)	(2022年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)	
介護給付費(千円)	11,579	23,611	20,602	20,628	20,628	20,628	20,628	17,606	
人数(人)	4.0	6.8	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	5.0	

③ 介護医療院の給付費及び事業見込量の推計

要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する施設です。

	実	績		第9期計画		推計年度			
	R3 R4		R6 R7 R8		R12	R22	R32		
	(2021年度)	(2022年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)	
介護給付費(千円)	16,676	21,184	27,829	27,547	27,547	27,864	32,561	27,864	
人数(人)	3.8	4.9	6.0	6.0	6.0	6.0	7.0	6.0	

(4) 居宅介護支援

① 居宅介護支援・介護予防支援の給付費及び事業見込量の推計

介護サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業者等が、要介護者等の依頼を受けて利用計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。

	実	績		第9期計画		推計年度			
	R3	R4	R6	R7	R8	R12	R22	R32	
	(2021年度)	(2022年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)	
介護給付費(千円)	5,337	5,693	5,247	5,406	5,407	5,254	4,795	3,641	
人数(人)	32.3	34.8	33.0	34.0	34.0	33.0	30.0	23.0	

1. 介護サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年
 訪問介護	6A (J. # (T. FD)	4.000	4.500	4.000	4.073	4.073	4.045	4 3 0 0	0.7
aの同りでは ・	給付費(千円)回数(回)	4,060 109,4	4,506 121.2	4,639 151.0	4,871 162.0	4,871 162.0	4,645 151.0	4,123 136.0	2,3
	人数(人)	7	9	131.0	102.0	102.0	11	10	,
訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	
	回数(回)	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	
訪問看護	給付費(千円)	1,850	2,589	1,907	2,515	3,121	2,515	1,643	1,6
	回数(回) 人数(人)	27.5	38.8	29.0	37.5	46.0	37.5 3	22.5	21
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	526	450	220	220	220	220	220	2
	回数(回)	13.0	11.5	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	
	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1	
居宅療養管理指導	給付費(千円)	65	81	65	65	65	65	65	
·오르스 Add	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1	
通所介護	給付費(千円)回数(回)	9,068	10,883 148	8,087 110.0	8,097 110.0	8,755 120.0	7,820 110.0	7,162 100.0	5,7
	人数(人)	11	140	110.0	110.0	120.0	110.0	100.0	01
通所リハビリテーション	給付費(千円)	4,333	5,111	4,741	4,747	4,747	4,747	4,747	4,0
	回数(回)	41.2	45.7	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	34
	人数(人)	5	6	6	6	6	6	6	
短期入所生活介護	給付費(千円)	4,727	3,559	4,792	4,798	4,798	4,798	4,798	3,2
	日数(日)	52.6	40.2	51.0	51.0	51.0	51.0	51.0	3
AE HO 3 EV AE & A SK (+v /m)	人数(人)	4	5	6	6	6	6	6	
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	1,064	561	0	0	0	0	0	
	日数(日) 人数(人)	8.1	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	
Box Strategy of a	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	
福祉用具貸与	給付費(千円) 人数(人)	2,562 19	3,262 22	3,437 22	3,437	3,068	3,370 22	3,297	2,
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	233	349	400	400	400	400	400	
可是催進用表榜人具	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1	
住宅改修費	給付費 (千円)	428	341	700	700	700	700	700	
	人数(人)	1	0	1	1	1	1	1	
特定施設入居者生活介護	給付費 (千円)	20,140	14,306	10,183	12,235	14,274	10,196	10,196	10,
	人数(人)	10	7	5	6	7	5	5	
技密着型サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	
走期巡回, 短时对心盆前间升该有战	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型通所介護	給付費 (千円)	0	0	0	0	0			
	回数(回)	0.0				U	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	人数(人)	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0 0.0	
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0 0.0 0	
認知症対応型通所介護	給付費(千円)回数(回)	0 0 0.0	0 0 0.0	0 0 0.0	0 0 0.0	0.0 0 0 0.0	0.0 0 0 0.0	0 0.0 0 0	
	給付費(千円) 回数(回) 人数(人)	0 0 0.0	0 0 0.0	0 0 0.0	0 0 0.0	0.0 0 0 0.0	0.0 0 0 0.0	0 0.0 0 0 0.0	
認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)回数(回)	0 0 0.0	0 0 0.0	0 0 0.0	0 0 0.0	0.0 0 0 0.0	0.0 0 0 0.0	0 0.0 0 0	
	給付費(千円) 回数(回) 人数(人) 給付費(千円)	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0 0.0 0.0	0.0 0 0 0.0 0	0.0 0 0 0.0 0	0.0 0.0 0 0.0 0.0	53,
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円) 回数(回) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人)	0 0.0 0 0	0 0.0 0 0	0 0.0 0.0 0	0 0 0.0 0 0	0.0 0 0 0.0 0	0.0 0 0 0.0 0	0 0.0 0 0 0.0 0 0 0 0 53,814	53
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円) 回数(回) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円)	0 0 0.0 0 0 0 0 50,094	0 0 0.0 0 0 0 0 52,997 18	0 0.0 0 0 0 0 50,537 17	0 0.0 0 0 0 0 0 53,814 18	0.0 0 0 0.0 0 0 0 0 0 53,814 18	0.0 0 0 0.0 0 0 0 0 53,814 18	0 0.0 0 0 0.0 0 0 0 0 53,814 18	53.
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密齋型特定施設入居者生活介護	給付費(千円) 回数(回) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人)	0 0.0 0.0 0 0 0 50,094 17 0	0 0 0.0 0 0 0 0 52,997 18 0	0 0 0.0 0 0 0 0 50,537 17 0	0 0 0.0 0 0 0 0 53.814 18 0	0.0 0 0 0.0 0 0 0 0 53,814 18	0.0 0 0 0.0 0 0 0 0 53,814 18 0	0 0.0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 53,814 18 0	53.
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護	給付費(千円) 回数(回) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人)	0 0 0.0 0 0 0 0 50,094 17 0 0	0 0 0.0 0 0 0 0 52,997 18 0	0 0 0.0 0 0 0 50,537 17 0	0 0 0.0 0 0 0 0 53.814 18 0	0.0 0 0 0.0 0 0 0 53,814 18 0	0.0 0 0.0 0.0 0 0 0 53,814 18 0	0 0.0 0 0 0.0 0 0 0 0 53,814 18 0	53.
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密痛型特定施設入居者生活介護 地域密痛型特定施設入居者生活介護 地域密痛型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円) 回数(回) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付费(千円) 人数(人) 給付费(千円) 人数(人) 給付费(千円) 人数(人)	0 0 0.0 0 0 0 50,094 17 0 0	0 0 0.0 0 0 0 52.997 18 0 0	0 0 0.0 0 0 0 50,537 17 0 0	0 0 0.0 0 0 0 53.814 18 0 0	0.0 0 0 0.0 0 0 0 53,814 18 0 0	0.0 0 0.0 0 0 0 0 53.814 18 0 0	0 0.0 0 0 0.0 0 0 0 53,814 0 0	53,
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密齋型特定施設入居者生活介護	給付費(千円) 回数(回) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付费(千円) 人数(人) 給付费(千円) 人数(人) 給付费(千円) 人数(人) 給付费(千円) 人数(人)	0 0 0.0 0 0 0 50,094 17 0 0 0	0 0 0.0 0 0 0 52,997 18 0 0 0	0 0 0.0 0 0 0 50,537 17 0 0 0	0 0 0.0 0 0 0 53.814 18 0 0 0	0.0 0 0.0 0.0 0 0 53,814 188 0 0 0 0	0.0 0 0.0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0	0 0.0 0 0.0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0	53.
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密痛型特定施設入居者生活介護 地域密痛型特定施設入居者生活介護 地域密痛型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円) 回数(回) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付费(千円) 人数(人) 給付费(千円) 人数(人) 給付费(千円) 人数(人)	0 0 0.0 0 0 0 50,094 17 0 0	0 0 0.0 0 0 0 52.997 18 0 0	0 0 0.0 0 0 0 50,537 17 0 0	0 0 0.0 0 0 0 53.814 18 0 0	0.0 0 0 0.0 0 0 0 53,814 18 0 0	0.0 0 0.0 0 0 0 0 53.814 18 0 0	0 0.0 0 0 0.0 0 0 0 53,814 0 0	53
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密漏型特定施設入居者生活介護 地域密漏型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円) 回数(回) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人)	0 0 0.0 0 0 0 50,094 17 0 0 0	0 0 0.0 0 0 0 52,997 18 0 0 0	0 0 0.0 0 0 0 50,537 17 0 0 0	0 0 0.0 0 0 53,814 18 0 0 0 0	0.0 0 0.0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0	0.0 0 0.0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0	0 0.0 0 0.0 0 0 0 53,814 18 0 0 0	53
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密漏型特定施設入居者生活介護 地域密漏型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円) 回数(回) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人)	0 0 0.0 0 0 0 50,094 17 0 0 0	0 0 0.0 0 0 0 52,997 18 0 0 0	0 0 0.0 0 0 0 50,537 17 0 0 0 0	0 0 0.0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0	0.0 0 0.0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0	0.0 0 0.0 0 0 0 53.814 18 0 0 0 0	0 0,0 0 0,0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0	53,
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密漏型特定施設入居者生活介護 地域密漏型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 複合型サービス (新設)	給付費(千円) 回数(回) 人数(人) 給付費(千円)	0 0 0.0 0 0 0 50,094 17 0 0 0 0	0 0 0.0 0 0 52,997 18 0 0 0 0	0 0 0.0 0 0 50,537 17 0 0 0 0 0 0	0 0 0.0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0	0.0 0 0.0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 70,897	0.0 0 0.0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 53,815 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0.0 0 0.0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0	
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 複合型サービス (新設) なサービス (新設)	給付費(千円) 回数(回) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人)	0 0 0.0 0 0 0 50,094 17 0 0 0 0	0 0 0.0 0 0 0 52,997 18 0 0 0 0 0	0 0 0.0 0 0 50,537 17 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0.0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.0 0 0.0 0.0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.0 0 0.0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0.0 0 0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	53,
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 複合型サービス (新設)	給付費(千円) 回数(回) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付费(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人)	0 0 0.0 0 0 0 0 50.094 17 0 0 0 0 0 0 0 82,861 27	0 0 0.0 0 0 52,997 18 0 0 0 0	0 0 0.0 0 0 0 50,537 17 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.0 0 0.0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 70,897	0.0 0 0.0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 53,815 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0.0 0 0.0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0	53,
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密層型特定施設入居者生活介護 地域密層型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 複合型サービス (新設) サービス 介護老人福祉施設 介護老人保健施設	給付費(千円) 回数(回) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人)	0 0 0.0 0 0 0 50.094 17 0 0 0 0 0 0 82,861 27 11,579	0 0 0 0 0 0 0 52,997 18 0 0 0 0 0 0 70,478 23 23,611	0 0 0 0 0 0 0 50,537 17 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 53,814 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.0 0 0.0 0.0 0 0 0 53.814 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.0 0 0.0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0.0 0 0 0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	53
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 複合型サービス (新設) なサービス (新設)	給付費(千円) 回数(回) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人)	0 0 0 0 0 0 0 50,094 17 0 0 0 0 0 0 0 82,861 27 11,579 4 16,676	0 0 0 0 0 0 0 52.997 18 0 0 0 0 0 0 70,478 23,611 7 21,184	0 0 0 0 0 0 50,537 17 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 2 2 2 20,602	0 0 0 0 0 0 53.814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 2 0 0 0 0 0 0	0.0 0 0.0 0.0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.0 0 0.0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0.0 0 0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	53
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密層型特定施設入居者生活介護 地域密層型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 複合型サービス (新設) サービス 介護老人福祉施設 介護老人保健施設	給付費(千円) 回数(回) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人)	0 0 0.0 0 0 0 50.094 17 0 0 0 0 0 0 82,861 27 11,579	0 0 0 0 0 0 0 52,997 18 0 0 0 0 0 0 70,478 23 23,611	0 0 0 0 0 0 0 50,537 17 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 53,814 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.0 0 0.0 0.0 0 0 0 53.814 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.0 0 0.0 0 0 0 0 53.814 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0.0 0 0 0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	53.
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密	給付費(千円) 回数(回) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人)	0 0 0 0 0 0 50,094 17 0 0 0 0 0 0 82,861 27 11,579 4 16,676	0 0 0 0 0 0 0 52.997 18 0 0 0 0 0 0 0 70.478 23 23.611 7 21.184	0 0 0 0 0 0 50,537 17 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 2 2 2 20,602	0 0 0 0 0 0 53.814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 2 0 0 0 0 0 0	0.0 0 0.0 0.0 0 0 0 53.814 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.0 0 0.0 0 0 0 0 53.814 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0.0 0 0 0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	53
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密	給付費(千円) 回数(回) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付费(千円) 人的付费(千円) 人的付费(千円)	0 0 0 0 0 0 50,094 17 0 0 0 0 0 0 0 82,861 27 11,579 4 16,676 4	0 0 0 0 0 0 0 52,997 18 0 0 0 0 0 0 0 70,478 23 23,611 7 21,184	0 0 0 0 0 0 50,537 17 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 2 2 2 20,602	0 0 0 0 0 0 53.814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 2 0 0 0 0 0 0	0.0 0 0.0 0.0 0 0 0 53.814 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.0 0 0.0 0 0 0 0 53.814 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0.0 0 0 0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	53,
 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密漏型特定施設入居者生活介護 地域密漏型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 複合型サービス (新設) 设サービス 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 	給付費(千円) 回数(回) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付数(千円) 人数(费(千円) 人数(费(千円) 人数(大) 給付數(人) 給付數(千円) 人数(大)	0 0 0 0 0 0 50,094 17 0 0 0 0 0 0 0 82,861 27 11,579 4 16,676 4	0 0 0 0 0 0 0 52,997 18 0 0 0 0 0 0 0 70,478 23 23,611 7 21,184 5 0	0 0 0 0 0 0 0 50,537 17 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.0 0 0 0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.0 0 0.0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 53,814 18 20,628 6 27,864 6	0 0.0 0 0.0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	53, 53, 17, 27,
 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密漏型特定施設入居者生活介護 地域密漏型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 複合型サービス (新設) 设サービス 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 	給付費(千円) 回数(回) 人数(人) 給付費(千円) 人数(人) 給付数(千円) 人数(人) 給付數(千円) 人数(人)	0 0 0 0 0 0 0 50,094 17 0 0 0 0 0 0 0 0 4 16,676 4 0 0 0 53,37	0 0 0 0 0 0 0 52,997 18 0 0 0 0 0 0 0 70,478 23,611 7 21,184 5 0 0	0 0 0 0 0 0 0 50,537 17 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.0 0 0 0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0.0 0 0 0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0.0 0 0 0 0 0 0 53,814 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	53. 53. 17. 27.

2. 介護予防サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
介護予防サービス									
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	(
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	185	0	0	0	0	0	0	(
	日数(日)	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	(
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	(
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	(
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	(
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	(
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	778	660	768	698	698	628	698	559
	人数(人)	12	11	11	10	10	9	10	
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	27	88	0	0	0	0	0	(
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	(
介護予防住宅改修	給付費(千円)	472	452	0	0	0	0	0	(
	人数(人)	0	1	0	0	0	0	0	(
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	754	2,733	6,646	5,392	4,130	6,311	6,311	6,311
	人数(人)	1	3	6	5	4	5	5	
地域密着型介護予防サービス									
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	(
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	(
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	(
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	(
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	(
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	(
		644	585	601	547	547	492	547	438
護予防支援	給付費(千円)	044	505	001	041	041			
護予防支援	給付費(千円) 人数(人)	12	11	11	10	10	9	10	8

※給付費は年間票計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。 ※1:源9期平均値/令和5年度の値*100 ※2:令和12(17,22,27,30)年度の値/令和5年度の値*100

3. 総給付費

		令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
合計		218,462	224,477	220,755	226,088	228,687	211,524	213,762	194,570
	在宅サービス	36,359	39,169	35,604	36,501	37,397	35,654	33,195	25,207
	居住系サービス	70,987	70,036	67,366	71,441	72,218	70,321	70,321	70,321
	施設サービス	111,116	115,272	117,785	118,146	119,072	105,549	110,246	99,042

4 第9期計画期間の第1号被保険者の介護保険料設定

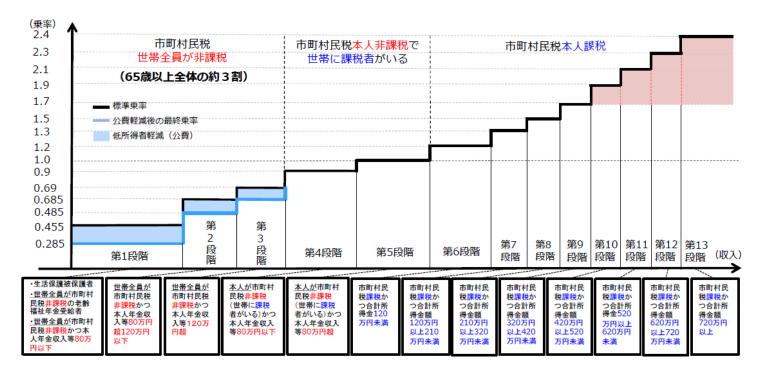
(1) 介護保険料の段階設定と所得段階加入者割合補正後被保険者数

①介護保険料の段階設定

介護保険料の段階は、被保険者の所得状況等を踏まえ、介護保険関連法令の規定の範囲内で所得段階ごとに設定することができます。

本村の介護保険料の段階設定については、以前より国が作成した標準段階を参考として設定している背景があるため、第9期計画についても国に示された介護保険料の段階設定を元に設定いたします。

また、以前より実施されている公費を利用した低所得者対策(第1段階から第3段階の保険料負担軽減。)についてですが、来年度以降も継続して実施します。



※厚労省社会保障審議会介護保険部会(第110回) 資料1より抜粋

②所得段階加入者割合補正後被保険者数

所得段階別の被保険者の割合については、第8期計画実績を参考にして推計を行っています。 また、第1段階から第3段階においては前年度に引き続き軽減措置が行われる予定です。

所得段階加入者割合補正後被保険者数は、所得段階別加入人数を保険料の基準額段階を 1 として、所得段階ごとに保険料率で補正した人数となります。

		令和6年			令和7年			令和8年				
		(2024年度) (2025年度) (2026年度)		合計								
		所	得段階別被係	呆険者数	/加入割	合/(基準額	に対する	る割合)				
第1段階	155人	24. 0%	(0.455)	150人	24. 2%	(0.455)	145人	24. 2%	(0.455)	450人	24. 1%	(0.455)
第2段階	125人	19. 4%	(0. 685)	120人	19. 3%	(0.685)	115人	19. 2%	(0.685)	360人	19.3%	(0.685)
第3段階	65人	10. 1%	(0.69)	63人	10. 1%	(0.69)	61人	10. 2%	(0.69)	189人	10.1%	(0.69)
第4段階	53人	8. 2%	(0.9)	50人	8. 1%	(0.9)	49人	8. 2%	(0.9)	152人	8. 2%	(0.9)
第5段階	66人	10. 2%	(1.0)	65人	10. 5%	(1.0)	63人	10. 5%	(1.0)	194人	10.4%	(1.0)
第6段階	76人	11.8%	(1. 2)	72人	11.6%	(1.2)	68人	11.4%	(1.2)	216人	11.6%	(1.2)
第7段階	68人	10. 5%	(1.3)	65人	10. 5%	(1.3)	63人	10. 5%	(1.3)	196人	10.5%	(1.3)
第8段階	18人	2.8%	(1.5)	17人	2. 7%	(1.5)	16人	2. 7%	(1.5)	51人	2. 7%	(1.5)
第9段階	7人	1.1%	(1.7)	7人	1. 1%	(1.7)	7人	1.2%	(1.7)	21人	1.1%	(1.7)
第10段階	5人	0.8%	(1.9)	5人	0.8%	(1.9)	5人	0.8%	(1.9)	15人	0.8%	(1.9)
第11段階	3人	0.5%	(2.1)	3人	0. 5%	(2.1)	3人	0.5%	(2.1)	9人	0.5%	(2.1)
第12段階	2人	0.3%	(2.3)	2人	0. 3%	(2.3)	2人	0.3%	(2.3)	6人	0.3%	(2.3)
第13段階	2人	0.3%	(2.4)	2人	0. 3%	(2.4)	2人	0.3%	(2.4)	6人	0.3%	(2.4)
合計	645人	100.0%		621人	100.0%		599人	100.0%		1865人	100.0%	
所得段階加入割合 補正後被保険者数		558 <i>)</i>		537人		519人			1,614	Λ		

(2) 介護保険料の算定

① 標準給付費見込額の算定

標準給付費見込額とは、前項で推計した総給付費から、一定以上所得者の利用負担の見直しに伴う財政影響額を調整した総給付費を算出し、特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後)及び高額介護サービス費等給付額及び高額医療合算介護サービス費等給付額並びに算定対象審査支払手数料を加えたものです。

特定入所者介護サービス費は、介護保険三施設(短期入所含む)における居住費及び食費を保険給付の対象外としたことによる、低所得者対策として設定されたものです。低所得者については、所得段階により負担限度額を設け、施設の基準費用額との差額を保険給付で補う仕組

みになっています。

高額介護サービス費は、要介護(要支援)認定者が介護サービスに対して支払った利用者負担額が、一定の上限額を超えた場合、その超えた額を支給するものです。

高額医療合算介護サービス費は、各医療保険(国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度)における世帯内で、1年間(毎年8月1日~翌年7月31日)の医療及び介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超える部分について申請により給付を行うものです。

<u>算定対象審査支払手数料</u>は、国民健康保険団体連合会が行う介護給付費の審査に係る手数料となっています。

(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	∆ ∌l.	
	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	合計	
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)ア	220, 755, 000	226, 088, 000	228, 687, 000	675, 530, 000	
特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後)	13, 270, 428	13, 176, 973	12, 990, 067	39, 437, 468	
高額介護サービス費等給付額 ウ	7, 200, 000	7, 600, 000	7, 800, 000	22, 600, 000	
高額医療合算介護サービス費等給付額 エ	750, 000	750, 000	750, 000	2, 250, 000	
算定対象審査支払手数料 オ	165, 780	165, 780	163, 350	494, 910	
標準給付費見込額①= (ア+イ+ウ+エ+オ)	242, 141, 208	247, 780, 753	250, 390, 417	740, 312, 378	

②地域支援事業費(介護予防事業・日常生活支援総合事業費及び包括的支援事業・任意事業費)の算定

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護 状態等となった場合においても、できる限り地域において自立した日常生活を営むこ とができるよう支援する事業です。

地域支援事業は大きく分けて、介護予防事業・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業(地域包括支援センター運営分、社会保障充実分)、任意事業費の3つに分けられます。

(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	
介護予防事業・日常生活支援総合事業費 A	1, 570, 000	1, 570, 000	1,670,000	4,810,000
包括的支援事業(地域包括支援センター運営分、 社会保障充実分)	1, 255, 000	1, 255, 000	1, 255, 000	3, 765, 000
包括的支援事業(社会保障充実分) C	150,000	150,000	150,000	450,000
地域支援事業費 (A+B+C)	2, 975, 000	2, 975, 000	3, 075, 000	9, 025, 000

③ 保険料収納必要額

保険料収納必要額は、本計画期間(3年間)の第1号被保険者の負担分の算定となります。 本計画期間の基本的な負担割合は、次表のアの割合ですが、うち「調整交付金」については、 第1号被保険者に占める後期高齢者加入割合や所得分布の状況により保険者ごとに増減さ れます。本村においては調整交付金の割合が次表のイの割合程度に増加する見込みです。(公 費の割合は、介護施設及び特定施設入居者生活介護の施設等給付費、地域支援事業(包括的 支援事業・任意事業)においては比率が変わります。)

		介	護給付費	地域	支	援事業費	等
		公	費			保	険 料
	村	県	国	調整	第	1号被保険者	第2号被保険者
				交付金			
ア	12.5%	12.5%	20%	5%		23%	27%
1	12.5%	12.5%	20%	約 12%	%	<u>約 16%</u>	27%

これらを踏まえた結果、第9期計画期間中に必要な保険料収納必要額は以下のとおりです。

(単位:円)

	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(2024年度)	(2025 年度)	(2026年度)
標準給付費見込額 ①	740,312,378	242, 141, 208	247, 780, 753	250, 390, 417
地域支援事業費 ②	9,025,000	2, 975, 000	2, 975, 000	3, 075, 000
第1号被保険者負担分相当額 ア(①+②の23%)	172,347,597	56, 376, 728	57, 673, 823	58, 297, 046
調整交付金相当額 イ (①+② (介護予防・日	27 250 110	19 195 560	19 467 599	19 609 091
常生活支援総合事業分のみ)の 5%)	37,256,119	12, 185, 560	12, 467, 538	12, 603, 021
調整交付金見込交付割合	-	12. 67%	12.75%	12.69%
調整交付金見込額 ゥ	94,656,000	30, 878, 000	31, 792, 000	31, 986, 000
準備基金取崩額 エ	13,930,000	-	-	-
介護保険安定化基金取崩による交付額 オ	0			
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 カ	1,800,000			
保険料収納必要額	00 917 710			
= (r) + (1) - (p) - (x) - (p) - (p)	99,217,716			

④ 予定保険料収納率及び所得段階別加入割合補正後被保険者数

予定保険料収納率は、「98.50%」として推計しています。

所得段階別加入割合補正後被保険者数は、所得段階別加入人数を保険料の基準額段階(第5段階)を1として、各所得段階ごとに保険料率で補正した人数です。本計画期間中の第1号被保険者数1,865人に対して、所得段階別加入割合補正後被保険者数は「1,614人」となります。

(3) 保険料の基準額(年額・月額)

保険料の基準額(第5段階保険料)は、次のとおりとなります。

所得段階別加入割合補正後被保険者数:1,614 人 ・・・ A

保険料収納必要額:99,217,716 円 ・・・ B

予定保険料収納率:98.50% ・・・ C

B÷C÷A ≒ 62,400円 (年額)

62,400 円÷12 ヶ月 ≒ 5,200 円 (月額)

【参考】

第9期計画における所得段階区分と所得段階別保険料

第 1 段階 基準額× 1. 2 (軽減前) 28,300 円 (2,300 円 (2,300 円 (2,300 円 (2,400 円 (3,500 円 (3,500 円 (2,400 円 (3,500 円 (2,500 円 (3,500 円 (2,500 円 (2,500 円 (3,500 円 (2,500 円 (3,500 円 (2,500 円 (3,500 円 (3,500 円 (2,500 円 (3,500 円 (2,500 円 (3,500 円 (3,500 円 (2,500 円 (3,500 円	段階	保険料	保険料年額(月額)	対 象 者
第 1 段階 (軽減前) 0. 455 (整減後) 0. 285 (軽減後) 17, 700 円 (1, 400 円) 全員が住民税非課税かつ、本人の合計所得金額+課税 年金収入額が80 万円以下の方 第 2 段階 基準額× (軽減前) 0. 685 (軽減後) 0. 485 (軽減前) 42, 700 円 (3, 500 円) (軽減後) 30, 200 円 (2, 500 円) 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80 万円超120 万円以下の方 第 3 段階 基準額× (軽減前) 0. 685 (軽減前) 43, 000 円 (3, 500 円) (軽減後) 42, 700 円 (3, 500 円) 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額・120 万円超の方 第 4 段階 基準額×0.90 56, 100 円 (4, 600 円) 本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいて本人の合計所得金額・80 万円以下の方 第 5 段階 基準額×1.00 62, 400 円 (5, 200 円) 本人は住民税非課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方 第 7 段階 基準額×1.3 81, 100 円 (6, 700 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方 第 8 段階 基準額×1.5 93, 600 円 (7, 800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 220 万円未満の方 第 9 段階 基準額×1.7 106, 000 円 (8, 800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 250 万円未満の方 第 10 段階 基準額×2.1 118, 500 円 (9, 800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 520 万円未満の方 第 11 段階 基準額×2.1 131, 000 円 (10, 900 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620			※100 円未満切り捨て	
第 1 段階 (軽減後) 0. 285 (軽減後) 17,700円(1,400円) 全員が住民税非課税かつ、本人の合計所得金額+課税 年金収入額が80万円以下の方		基準額×	(軽減前) 28 300 円(2 300 円)	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で本人及び世帯
(軽減後) 0.285 年金収入額が80万円以下の方 第 2 段階 基準額×(軽減前) 0.685 (軽減後) 0.485 (軽減後) 30,200円(2.500円) 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額が80万円超120万円以下の方 第 3 段階 基準額×(軽減前) 0.69 (軽減後) 0.685 (軽減前) 43,000円(3.500円) (軽減後) 42,700円(3.500円) 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額・120万円超の方 第 4 段階 基準額×0.90 56,100円(4,600円) 本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいて本人の合計所得金額・30万円以下の方 第 5 段階 基準額×1.00 62,400円(5,200円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方方 第 7 段階 基準額×1.3 31,100円(6,700円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 第 8 段階 基準額×1.5 93,600円(7,800円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 第 9 段階 基準額×1.7 106,000円(8,800円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上520万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 第 10 段階 基準額×2.1 118,500円(9,800円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上520万円未満の方 第 11 段階 基準額×2.1 131,000円(10,900円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上520万円未満の方	第1段階	(軽減前)0.455		全員が住民税非課税かつ、本人の合計所得金額+課税
(軽減前) 0. 685		(軽減後)0.285	(料: // (17, 700 円 (1, 400 円)	年金収入額が80万円以下の方
第 2 段階 (軽減後) 0. 485 (軽減後) 0. 485 (軽減後) 0. 485 (軽減的) 0. 69 (軽減後) 0. 685 (軽減後) 0. 685 (軽減前) 43,000 円 (3,500 円) (軽減後) 42,700 円 (3,500 円) 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額・120 万円起の方 第 4 段階 基準額×0.90 56,100 円 (4,600 円) 本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいて本人の合計所得金額・1課税年金収入額が80万円以下の方 第 5 段階 基準額×1.00 62,400 円 (5,200 円) 本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいて本人の合計所得金額・120万円未満の方方 第 7 段階 基準額×1.2 74,800 円 (6,200 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方方 第 8 段階 基準額×1.3 81,100 円 (6,700 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上210万円未満の方本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上320万円未満の方本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方方本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方方本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上520万円未満の方本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上520万円未満の方本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上520万円未満の方本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上520万円未満の方本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上520万円未満の方本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620		基準額×	(+ 11 - 1 - 1) 40 700 FB (0 500 FB)	
接域後) 0. 485	第2段階	(軽減前)0.685		
(軽減前) 0.69		(軽減後) 0. 485	(<u>性減後) 30, 200 円 (2, 500 円)</u>	金額+課税年金収入額か 80 万円超 120 万円以下の万
第 3 段階 (軽減前) 0.69 (軽減後) 42,700円(3,500円) 金額+課税年金収入額が120万円超の方 本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいて本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいて本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円起の方 本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいて本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方 本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいて本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上520万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上520万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上520万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上520万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上520万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上622		基準額×		
全額 + 課税年金収入額が 120 万円超の方 金額 + 課税年金収入額が 120 万円超の方 本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいて本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の方 本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいて本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円超の方 本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいて本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円超の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円基満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 220 万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 622	第3段階	(軽減前)0.69		本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得
第 4 段階 基準額×0.90 56,100 円 (4,600 円) 本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいて本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方の方 第 5 段階 基準額×1.00 62,400 円 (5,200 円) 本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいて本人の合計所得金額・120万円起の方方 第 6 段階 基準額×1.2 74,800 円 (6,200 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方方 第 7 段階 基準額×1.3 81,100 円 (6,700 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 第 8 段階 基準額×1.5 93,600 円 (7,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 第 9 段階 基準額×1.7 106,000 円 (8,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 第 10 段階 基準額×1.9 118,500 円 (9,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 第 11 段階 基準額×2.1 131,000 円 (10,900 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620		(軽減後)0.685	(軽減後) 42, 700円(3, 500円)	金額+課税年金収入額が 120 万円超の方
第 4 段階 基準額×0.90 56,100 円 (4,600 円) 本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 第 5 段階 基準額×1.00 62,400 円 (5,200 円) 本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいて本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方方 第 6 段階 基準額×1.2 74,800 円 (6,200 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方方 第 7 段階 基準額×1.3 81,100 円 (6,700 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 第 8 段階 基準額×1.5 93,600 円 (7,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 第 9 段階 基準額×1.7 106,000 円 (8,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 第 10 段階 基準額×1.9 118,500 円 (9,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 第 11 段階 基準額×2.1 131,000 円 (10,900 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620				 本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいて
第 5 段階 基準額×1.00 62,400 円 (5,200 円) 本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいて本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方 第 7 段階 基準額×1.3 81,100 円 (6,700 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 第 8 段階 基準額×1.5 93,600 円 (7,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 ホームが住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上520万円未満の方	第4段階	基準額×0.90	56.100円 (4.600円)	
第 5 段階 基準額×1.00 62,400 円 (5,200 円) 本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいて本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方方 第 6 段階 基準額×1.2 74,800 円 (6,200 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方方 第 7 段階 基準額×1.3 81,100 円 (6,700 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 第 8 段階 基準額×1.5 93,600 円 (7,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 第 9 段階 基準額×1.7 106,000 円 (8,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 第 10 段階 基準額×1.9 118,500 円 (9,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 第 11 段階 基準額×2.1 131,000 円 (10,900 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620	No a land		(), (), (), (), (), (), (), (),	
第 5 段階 基準額×1.00 62,400 円 (5,200 円) 本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方 第 6 段階 基準額×1.2 74,800 円 (6,200 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方方 第 7 段階 基準額×1.3 81,100 円 (6,700 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 第 8 段階 基準額×1.5 93,600 円 (7,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 第 9 段階 基準額×1.7 106,000 円 (8,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 第 10 段階 基準額×1.9 118,500 円 (9,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 第 11 段階 基準額×2.1 131,000 円 (10,900 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620				
方 方 第 6 段階 基準額×1.2 74,800 円 (6,200 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方 第 7 段階 基準額×1.3 81,100 円 (6,700 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 第 8 段階 基準額×1.5 93,600 円 (7,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 第 9 段階 基準額×1.7 106,000 円 (8,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 第 10 段階 基準額×1.9 118,500 円 (9,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 第 11 段階 基準額×2.1 131,000 円 (10,900 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620	第5段階	上 上淮嫍×1 00	62 400 円(5 200 円)	
第 6 段階 基準額×1.2 74,800 円 (6,200 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 第 8 段階 基準額×1.5 93,600 円 (7,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 ホ人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上520万円未満の方	おり採用	坐午頭△1.00	02, 400 [] (0, 200 [])	
第6段階 基準額×1.2 74,800 円 (6,200 円) 方 第7段階 基準額×1.3 81,100 円 (6,700 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 第8段階 基準額×1.5 93,600 円 (7,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 第9段階 基準額×1.7 106,000 円 (8,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 第10段階 基準額×1.9 118,500 円 (9,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 第11段階 基準額×2.1 131,000 円 (10,900 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620				
第 7 段階 基準額×1.3 81,100円(6,700円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 第 9 段階 基準額×1.7 106,000円(8,800円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 第 10 段階 基準額×1.9 118,500円(9,800円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620	第6段階	基準額×1.2	74,800円 (6,200円)	
第7段階 基準額×1.3 81,100円(6,700円) 万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320 万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 第10段階 基準額×1.9 118,500円(9,800円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620				
第8段階 基準額×1.5 93,600円(7,800円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 第9段階 基準額×1.7 106,000円(8,800円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 第10段階 基準額×1.9 118,500円(9,800円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 第11段階 基準額×2.1 131,000円(10,900円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620	第7段階	基準額×1.3	81, 100 円 (6, 700 円)	
第 8 段階 基準額×1.5 93,600 円 (7,800 円) 万円未満の方 第 9 段階 基準額×1.7 106,000 円 (8,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が320 万円以上420万円未満の方 第 10 段階 基準額×1.9 118,500 円 (9,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が420 万円以上520万円未満の方 第 11 段階 基準額×2.1 131,000 円 (10,900 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が520 万円以上620				
第 9 段階 基準額×1.7 106,000 円 (8,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が320 万円以上420万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が420 万円以上520万円未満の方 ホースが住民税課税で、合計所得金額が420 万円以上520万円未満の方 ホースが住民税課税で、合計所得金額が520 万円以上620 本人が住民税課税で、合計所得金額が520 万円以上620	第8段階	基準額×1.5	93,600円 (7,800円)	
第 9 段階 基準額×1.7 106,000 円 (8,800 円) 万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が420 万円以上520 万円未満の方 ホースが住民税課税で、合計所得金額が420 万円以上520 万円未満の方 ホースが住民税課税で、合計所得金額が520 万円以上620 本人が住民税課税で、合計所得金額が520 万円以上620 ホースが住民税課税で、合計所得金額が520 万円以上620 ホースが住民税				
第 10 段階 基準額×1.9 118,500 円 (9,800 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 第 11 段階 基準額×2.1 131,000 円 (10,900 円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620	第 9 段階	 基準額×1.7	106,000円 (8,800円)	
第 10 段階 基準額×1.9 118,500 円 (9,800 円) 万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が520 万円以上620 第 11 段階 基準額×2.1 131,000 円 (10,900 円)	1818		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	万円未満の方
万円未満の方 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620 第 11 段階 基準額×2.1 131,000円(10,900円)	第 10 段階	 	118 500 円(9 800 円)	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520
第 11 段階 基準額×2.1	NI I V PXPH	至一成へい。	1.0,000 1 (0,000 1)	万円未満の方
第 「 段	华 11 印 此	甘淮妬~0.1	121 000 EE (10 000 EE)	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620
	弗 段階	埜华領 × 2.	131,000円(10,900円)	万円未満の方
本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720年 (11,000円) 本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720年 (11,000円)	₩ 10 EU.UP	甘油虾	140 F00 FD (11 000 FD)	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720
第 12 段階 基準額×2.3 143,500 円 (11,900 円) 万円未満の方	日 男 12 段階	基件額×2.3	143, 500 円(11, 900 円) 	万円未満の方
本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の	<u> </u>	甘淮加 201	140 700 EL (10 400 EL)	本人が住民税課税で、合計所得金額が 720 万円以上の
第 13 段階 基準額×2.4 149,700 円 (12,400 円) 方	弗 3 段階	基準額×2.4 	149, 700円 (12, 400円) 	方

5 令和 12 年度 (2030 年度)・令和 22 年度 (2040 年度)・令和 32 年度 (2050 年度) の第 1 号被保険者の保険料推計

(1) 所得段階別加入者数・基準額に対する割合

	令和12年度			令和22年度			令和32年度			
	(2030年度)				(2040年度)			(2050年度)		
		所	得段階別被係	呆険者数	R険者数/加入割合/(基準額			る割合)		
第1段階	138人	24. 1%	(0.455)	126人	24. 2%	(0.455)	107	24. 1%	(0.455)	
第2段階	109人	19.0%	(0.685)	100人	19. 3%	(0.685)	85	19. 1%	(0.685)	
第3段階	58人	10. 1%	(0.69)	51人	10.1%	(0.69)	44	9. 9%	(0.69)	
第4段階	47人	8. 2%	(0.9)	42人	8. 1%	(0.9)	36	8. 1%	(0.9)	
第5段階	59人	10.3%	(1.0)	50人	10.5%	(1.0)	45	10.1%	(1.0)	
第6段階	68人	11. 9%	(1.2)	61人	11.6%	(1.2)	52	11. 7%	(1.2)	
第7段階	60人	10.5%	(1.3)	54人	10.5%	(1.3)	47	10.6%	(1.3)	
第8段階	15人	2.6%	(1.5)	14人	2. 7%	(1.5)	11	2. 5%	(1.5)	
第9段階	7人	1.2%	(1.7)	7人	1. 1%	(1.7)	6	1.4%	(1.7)	
第10段階	5人	0.9%	(1.9)	5人	0.8%	(1.9)	5	1. 1%	(1.9)	
第11段階	3人	0.5%	(2.1)	3人	0. 5%	(2.1)	2	0. 5%	(2.1)	
第12段階	2人	0.3%	(2.3)	2人	0.3%	(2.3)	2	0. 5%	(2.3)	
第13段階	2人	0.3%	(2.4)	2人	0.3%	(2.4)	2	0. 5%	(2.4)	
合計	573人	100.0%		517人	100.0%		444人	100.0%		
所得段階加入割合 補正後被保険者数	498人			450人			388人			

(2) 標準給付費見込額

(単位:円)

	令和12年度	令和22年度	令和32年度
	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後) ア	211, 154, 000	213, 762, 000	194, 570, 000
特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後)	12, 148, 983	11, 775, 169	10, 093, 002
高額介護サービス費等給付額 ウ	6, 325, 595	6, 130, 962	5, 255, 110
高額医療合算介護サービス費等給付額 エ	733, 293	710, 731	609, 198
算定対象審査支払手数料 オ	159, 660	154, 800	132, 660
標準給付費見込額①=(ア+イ+ウ+エ+オ)	230, 521, 531	232, 533, 662	210, 659, 970

(3) 地域支援事業費

(単位:円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)
介護予防事業・日常生活支援総合事業費 A	1, 374, 613	1, 277, 315	1, 136, 664
包括的支援事業(地域包括支援センター運営分、 社会保障充実分)	116, 126	104, 777	89, 982
包括的支援事業(社会保障充実分) C	1, 367, 000	1, 367, 000	1, 367, 000
地域支援事業費 (A+B+C)	2, 857, 739	2, 749, 092	2, 593, 646

(4) 保険料必要収納額

(単位:円) 度 令和22年度

	令和12年度	令和22年度	令和32年度
	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)
標準給付費見込額 ①	230, 891, 531	232, 533, 662	210, 659, 970
地域支援事業費 ②	2, 857, 739	2, 749, 092	2, 593, 646
第1号被保険者負担分相当額 ア(①+②(介護予防・日常生活支援総合事業費のみ)の23%)	56, 099, 825	61, 173, 516	59, 711, 012
調整交付金相当額 イ (①の5%)	11, 613, 307	11, 690, 549	10, 589, 832
調整交付金見込交付割合	12.49%	13.10%	14. 41%
調整交付金見込額 ウ	29, 010, 000	30, 629, 000	30, 520, 000
準備基金取崩額 工	0	0	0
介護保険安定化基金取崩による交付額 オ	0	0	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 カ	2,000,000	0	0
保険料収納必要額= (ア) + (イ) - (ウ) - (エ) - (オ) - (カ)	36, 703, 132	42, 235, 065	39, 780, 844

(5) 保険料の基準額(年額・月額)

予定保険料収納率を 99%として計算した結果、保険料基準額の推計は、次のとおりとなります。

	令和12年度	令和22年度	令和32年度
	(2030年度)	(2040年度)	(2050年度)
【④】所得段階別加入割合補正後被保険者数(人)	498	450	388
【圖】保険料収納必要額(円)	36, 703, 132	42, 235, 065	39, 780, 844
【②】予定保険料収納率(%)	99.0%	99.0%	99.0%
【①】保険料の基準額(年額) (B ÷ © ÷ A)	74, 446	94, 804	103, 564
保険料の基準額(月額) (① ÷ 12か月)	6, 204	7,900	8, 630

第6章 介護給付適正化計画

1 介護給付適正化事業の取り組みについて

介護給付の適正化とは、介護(予防)給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が 真に必要とする過不足ないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことです。介護給 付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減し、利用者に対する過不足のない適切な介護 サービスを確保することにつながります。『第6期高知県介護給付適正化計画』では、「介護 給付費通知」が主要事業から除外され、実施の効率化を図るため「住宅改修の点検、福祉用 具購入・貸与調査」を「ケアプラン点検」に統合し、これに「要介護認定の適正化」、「医療 情報との突合・縦覧点検」に合わせた3事業となります。これに沿って、下記の事業に取り 組むことで、介護保険制度の信頼性や持続可能な介護保険制度の構築に努めます。

2 取組方針と目標

① 要介護認定の適正化

(1) 要介護認定調査の事後点検

要介護認定調査の内容について、①記入漏れがないか、②選択項目と特記事項に整合性があるか、③主治医意見書と整合性があるかなどを市町村職員等(原則、調査を行った者とは別の者)が事後点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。また、研修会の実施や介護認定調査員向けの e - ラーニングシステムを用いて調査員の資質向上に取り組みます。

	実績 目標				
	R5	R6 (2024 年)	R7 (2025 年)	R8 (2026 年)	
直営分・委託分の事後 点検 (実施率 %)	100	100	100	100	

(2) 一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域格差及び保険者間の合議体格差の分析 一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び保険者内の合議体間の差等について 分析を行う。また、認定調査項目別の選択状況についても全国の保険者と比較した分析等を 行い、合議体間でばらつきがある場合や県平均、全国平均と差がある場合は理由を検証し、 対策を検討します。

	実績	目標		
	R5	R6	R7	R8
	вл	(2024年)	(2025年)	(2026年)
比較回数 (回)	1	1	1	1
検討回数(回)	1	1	1	1

② ケアプラン点検

ケアプラン (主に居宅介護サービス) の記載内容について、市町村職員等が点検し、介護支援専門員とともに確認検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を目指します。また、点検によって個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

	実績	目標		
	D.C.	R6	R7	R8
	R5	(2024年)	(2025年)	(2026年)
実施計画数 (件)	1	1	1	1

3 住宅改修等の点検

(1) 住宅改修の点検

住宅改修費の申請を受け、工事の施工前に工事見積書の点検を行うとともに、施工後に竣工写真等により、住宅改修の施工状況等を点検し、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修を排除します。なお、写真等だけでは確認できないなど疑義がある場合は、訪問調査等により確認します。令和元年度からは住宅改修前若しくは改修後に理学療法士等リハビリテーション専門職の関与を促しています。

	実績	目標		
	חר	R6	R7	R8
	R5	(2021年)	(2022年)	(2023年)
改修前の書類点検実施率(%)	100	100	100	100
改修前の訪問調査実施率 (%)	10**	10**	10**	10*
改修後の書類点検実施率(%)	100	100	100	100
改修後の訪問調査の実施率(%)	10**	10**	10**	10**

※疑義がある場合につき訪問を行う

(2) 福祉用具購入・貸与調査

福祉用具購入・貸与について書類審査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切または不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。また、必要に応じて利用者自宅への訪問調査を行います。国保連システム等を利用し、「福祉用具貸与費一覧表」の帳票の確認により、同一事業所の同一商品の単位数に大きな差異がある場合などは事業所へ確認を行います。

令和元年度からは購入・貸与前理学療法士等リハビリテーション専門職の関与を促しています。

	実績	目標		
	R5	R6	R7	R8
		(2024年)	(2025年)	(2026年)
購入後の点検(%)	100	100	100	100

4 縦覧点検・医療情報との突合

(1) 縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

縦覧点検については、点検作業から事業所への問い合わせ、過誤申立書の作成・過誤処理業務を国保連合会に委託して実施することができますが、「要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者一覧表」、「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」、「居宅介護支援再請求等状況一覧表」の3帳票については、保険者でしか点検か行えないため、本村にて確認を行います。

	実績目標			
	R5	R6	R7	R8
	K9	(2024年)	(2025年)	(2026年)
事前相談者との突合 (%)	100	100	100	100
事業者等への確認 (%)	100	100	100	100

(2) 医療情報との突合

医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

医療情報との突合については、点検作業から事業所への問い合わせ、過誤申立書の作成・ 過誤処理業務を国保連合会に委託して実施しています。

	実績	目標		
	R5	R6	R7	R8
		(2024年)	(2025年)	(2026年)
国保連合会に委託(%)	100	100	100	100

5 国保連合会の適正化システムの活用

国保連合会の適正化システムで比較的活用頻度が高いと思われる以下の帳票や各保険者における利用目的にあわせた帳票などを活用し、各種指標の偏りを基に不適切な可能性のある事業者等を抽出して、過誤調整や事業者等への指導を実施します。